

吹田市五反島遺跡発掘調査報告書

— 南吹田下水処理場増設に伴う発掘調査報告書 —

遺構編

2002年

吹田市教育委員会

序

五反島遺跡は吹田市南吹田5丁目の神崎川河川敷に位置し、昭和42年の南吹田下水処理場建設時に発見された遺跡です。その際出土した遺物に和銅開珎や獸骨が含まれ、単なる集落遺跡とはいえない様相を示し、注目されました。昭和50年代に至り、当天下水処理場の増設が計画され、それに伴う埋蔵文化財の試掘調査が2次にわたり行われた結果、埋蔵文化財の包蔵が確認されました。本格的な発掘調査は昭和61年度に実施され、河道、堤防などの遺構と弥生～室町時代に及ぶ土器類を主体とした遺物が検出されました。特に平安時代の遺物の中で唐式鏡、鉄鎌、鉄斧、鉄鎌、刀子、竈など祭祀遺物とみられるものが多く含まれ、高度な祭祀が行われたことが想定されました。

本報告書は五反島遺跡の調査報告書として発行された「自然科学編」「図版編」（平成8年発行）に続く3冊目の「遺構編」として、検出遺構についての所見をまとめたものです。今後、本書が広く活用され、考古学のみならず、民俗学、歴史地理学、文献史学の研究の一助になれば、望外の喜びとするものです。なお、発掘調査から調査報告書刊行に至るまで関係各位をはじめとして各方面からの多大なご協力を得ましたことに、ここに改めて深くお礼申し上げます。

平成14年3月

吹田市教育委員会

教育長 植原正道

例　　言

1. 本書は大阪府吹田市南吹田5丁目4356他に所在する五反島遺跡の発掘調査報告書である。報告書は当初、第1分冊（本文編）・第2分冊（自然科学編）・第3分冊（図版編）の3分冊で構成する予定で、第2分冊（自然科学編）を平成8年3月に、第3分冊（図版編）を平成8年12月に発行した。その後、諸般の事情により第1分冊（本文編）を「遺構編」、「遺物編」等に分割することになった。本書はそのうちの「遺構編」である。

2. 発掘調査は、南吹田下水処理場の下水処理槽の拡幅に伴う事前調査として実施されたもので、各年度別の調査内容は以下のとおりである。

昭和59年度事業 昭和59年10月5日～59年10月30日 第1次試掘調査

昭和60年度事業 昭和60年11月18日～61年3月6日 第2次試掘調査

昭和61年度事業 昭和61年7月1日～62年3月20日 下水処理槽拡幅域の全域調査

昭和62年度～平成2年度事業 内業調査及び報告書刊行事業

自然科学調査事業

平成2年度～平成7年度業務 執筆及び自然科学調査報告の校訂

自然科学編の編集・刊行事業

平成8年度業務 写真図版編の編集・刊行事業

平成9年度～平成13年度業務 遺構編の編集・刊行事業

3. 発掘調査は、吹田市下水道部事業として実施され、同部の依頼を受けて、市教育委員会社会教育部社会教育課（当時）文化財担当職員が現地調査を担当した。特に、試掘調査は西本安秀が主に担当し、全域調査は西本安秀ほか藤原学・増田真木・田中充徳の全員で当たった。

4. 内業調査については主に西本が担当し、現地の発掘調査期間中は現地の発掘調査事務所に付設した資料整理場にて実施した。発掘調査終了後は、吹田市青山台2-5-1の青山台小学校内社会教育課文化財分室及び吹田市立博物館に資料を移管し、以後の内業整理を進めるとともに、報告書刊行までのすべての作業を実施した。

5. 本書の執筆は、藤原が第1章を、田中が第2章1・3、第4章3d・eを、増田が第2章2、第4章3cを、西本が第3・4章1・2・3a・bを分担して執筆した。

6. 図中の方位は磁北を示し、標高はO.P.（大阪湾最低潮位）を示す。

7. 調査においては、下記の各位及び機関からご指導、ご協力をいただきました。記して謝意を表します。

青山賢信、秋山浩三、網干善教、池田次郎、伊藤健司、伊野近富、井上喜久男、井上美知子、植田直見、上井久義、榎村寛之、小田桐淳、大船孝弘、岡田精司、岡本賢一、尾上実、梶山彦太郎、堅田直、金子裕之、河上邦彦、橋田正徳、木下亘、日下雅義、才原金弘、櫻井秀雄、佐々木好直、沢田正昭、重金誠、茂原信生、柴垣勇夫、島地謙、鶴谷和彦、城ヶ谷和広、菅原章太、鋤柄俊夫、千田稔、巽淳一郎、立石堅志、近澤豊明、辻本忠、

中西克宏、二宮正彦、野上丈助、橋本久和、服部聰志、林 昭三、林 政行、平岡英一、
福田正継、福田 譲、藤澤一夫、藤澤典彦、前田洋子、増澤文武、三辻利一、光谷拓実、
宮本照男、村田忠繁、百瀬正恒、森 隆、森 真由美、森島康雄、森田克行、森田 稔、
安田博幸、柳本照男、山中 章、山中一郎、山中 理、山本輝雄、吉村博恵、吉村正親、
余合昭彦、米田憲司、米田文孝、渡邊 晶

大阪府教育委員会、奈良國立文化財研究所、東大阪市教育委員会、竹中大工道具館、
高槻市立埋蔵文化財調査センター、奈良県立橿原考古学研究所、中世土器研究会、
(財)大阪府文化財センター、(財)東大阪市文化財協会、(財)元興寺文化財研究所、
(財)向日市埋蔵文化財センター、(財)長岡京市埋蔵文化財センター、(財)白鶴美術館、
関西大学考古学研究室、京都大学、独協医科大学、帝塚山大学考古学研究所、
武庫川女子大学、岡山理科大学、吹田郷土史研究会(順不同、敬称略)

発掘調査参加者名簿

調査主体	吹田市教育委員会
調査指導	大阪府教育委員会文化財保護課
調査担当	藤原 学・増田真木・西本安秀・田中充徳・堀口健二
外業調査員	横田 明、篠原年克、池田正道、福田さよ子
外業調査補助員	池峯龍彦、佐藤竜馬、松下武史、来住隆弘、桑原成年、富松信男、 岡野康範、飯島哲也、藤山洋輔、中村幸夫、元地 裕
内業調査員	加藤志月、長浜幸子、石山智美、林 真理子、大藤晴代
内業調査補助員	高岡郁子、大和久仁子、松原美保、山川康子、加美富子、山本洋子、 古山晴美、下垣悦子、山本秀美、中村秀子、松本千夏、吉村ゆかり、 六辻紀子、中原千恵子、河村晶子、繩井美穂、白川万記子、鹿庭公子、 京田直美、三浦知子、櫻井和佳子、清水園子、宇都宮公子、富士田克彦、 富永智治、田中乾三、加々美幸一、長田俊彦

目 次

第1章 調査に至る経過	1
第2章 位置と環境	
1. 地理的環境	5
2. 考古学的環境	8
3. 歴史的環境	11

第3章 調査の方法と経過	
1. 試掘調査の成果	14
2. 調査の方法	16
3. 調査の経過・調査日誌抄	18
第4章 遺構	
1. 層位と遺構概要	22
2. 三国川開削期以前の遺構	
a. 古墳時代遺構面	37
b. 河道V	38
3. 三国川開削期以降の遺構	
a. 河道I～IV・VI	39
b. 河道VI	45
c. 堤防	47
d. 木柱跡	66
e. 西地区木組	68

挿 図 目 次

第1図 調査地位置図	1
第2図 大正10年頃の晒場風景	4
第3図 調査地位置詳細図	7
第4図 周辺遺跡分布図	8
第5図 試掘調査トレンチ位置図	14
第6図 第1・2次試掘調査土層断面図	15
第7図 調査区地区割図	17
第8図 土層断面模式図	22
第9図 検出遺構模式図	23
第10図 検出遺構平面図	24
第11図 土層断面図(1)	27
第12図 土層断面図(2)	29
第13図 土層断面図(3)	31
第14図 土層断面図(4)	33
第15図 遺物出土地点図	35
第16図 古墳時代遺構面遺物出土状況図	38

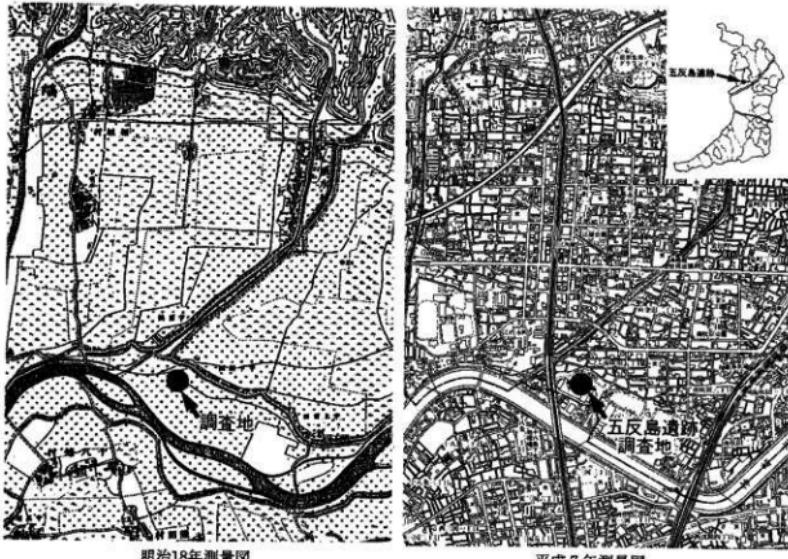
第17図 出土土器遺構別時期分布(1)	40
第18図 出土土器遺構別時期分布(2)	40
第19図 G 3 河道 I 上層遺物出土状況図	43
第20図 河道 VI 平面図	46
第21図 河道・堤防横断面図	47
第22図 堤防断面図	49
第23図 堤防平面・立面図	51
第24図 堤防下層土器群平面・断面図	53
第25図 堤防部分下層土器群レベル	55
第26図 堤防平面図(1)	57
第27図 堤防平面図(2)	58
第28図 堤防立面図(1)	59
第29図 堤防立面図(2)	59
第30図 杭平面図	60
第31図 杭・横木現況模式図	61
第32図 堤防下部平面図	63
第33図 木柱跡検出状況図	67
第34図 西地区木組検出状況図	68
第35図 西地区木組検出状況図(1)	69
第36図 西地区木組検出状況図(2)	70

第1章 調査に至る経過

1. 調査に至る経過

五反島遺跡は大阪府吹田市南吹田5丁目4356番地ほかに所在する。ここは吹田市西南部の神崎川右岸堤防の北に位置しているが、旧陸地測量部による明治18年の1/20,000の仮製地図によると、この地点の両岸の堤防間の幅は450mあり、流水域は南側に幅約100m、高水敷はその北側に幅350mを擁していることがわかる。この河川流域は昭和初期から工業地帯としての発達が顕著で、なかでも市域南部の近代工業のひとつに数えられる染色・綿布晒業の風景を代表する記録写真としておなじみの写真（第2図）には、幅広い高水敷をもつ神崎川が見事に捉えられている。この豊かな高水敷を使って埋め立てて造成された地域が現在の右岸堤防となっているため、かつてのそのような幅の広い神崎川を想起することができないほど、大きく神崎川の景観は変わっている。ここに報告する五反島遺跡は、まさにこの埋め立てられた高水敷に位置する。

遺跡の発見は昭和42年の6月である。南吹田5丁目のこの豊かな高水敷一帯を地域の人々は「トンド場」と呼び、近寄りがたい清浄な場とする特別な場所であったと南吹田在住の郷土史家の宮本照男氏（故人）は語っている。この「トンド場」とは火祭りの場であったり、棄てる祭具を焼却するトンドの場であったのであろう。河原敷は子供にとっては近寄ってはならない



第1図 調査位置図 (1:30,000)

危険な場所であるのは当然のこととして、特にこの地は大人にとっても特別な場であったことになる。そのようなことから、昭和41年に南吹田下水処理場の建設が開始されたときには、「トンド場」からは何か出るに違ないと宮本は確信しており、工事現場に近寄れるチャンスがあれば、常に何か出ないかと窺っていたとも語っている。

そして、その予感が見事的に的中する。昭和42年6月27日、新聞各紙は「定説破る遺跡発見・吹田」と報じ、南吹田下水処理場の建設現場から、ニホンジカの骨・和同開珎・弥生式土器・土師器・瓦器などの出土を報じた。「定説破る」とは「神崎川筋の低地であるこんな場所には人が住んでいるはずがない。」とする従来の定説を見事に覆したとの意味である。この発見を知らせた市民の歴史研究団体である吹田郷土史研究会は、遺跡の名称を当地の小字をとって「五反島遺跡」と命名して、一連の遺跡の発見報道を行った。

この報道には、(まだ遺物が出土するかもしれない)同研究会が以後の工事の進行には十分に注意をするように市へ申し入れたと報じられているが、吹田市教育委員会が引き続きどのような対応をとったかは不明で、正式な発掘調査などが行われた痕跡はない。昭和41年には岸部北4丁目において29号須恵器窯跡が、同43年には原町2丁目で37号須恵器窯跡が工事中に発見され、市に通報されているが、市や府が即座に新規の埋蔵文化財包蔵地の調査や保存に取り組んだことはなく、高校生や地元中学生の献身的な調査で辛うじて記録が残されているのみであった。このことからわかるように、当時は大阪府や吹田市はまだまだ突飛的に通報のある新規の遺跡発見に即応できる体制はなかったのであった。

それはともかく、五反島遺跡発見の状況は、この新聞記事や当時の写真からおおよそ把握でき、2つの点が留意される。まず、遺跡の発見位置は地表下4~5mにあるから、おそらく海拔ゼロに近い低位のレベルから遺物は出土していることがわかる。当時の記録写真には、たしかにおおよそ5m近くまですでに掘り下げられ、神崎川が運び込んだ白色砂層が取り除かれて黒色のシルト層が一面に露出している状況であったことがわかる。

今ひとつは、吹田郷土史研究会の招きによって遺跡発見時に現場を訪れた村川行弘北野高校教諭（現 大阪経済法科大学名誉教授）は、「この付近に集落遺跡がある。」と新聞報道にコメントを残していることが注目される。大河川の高水敷は常に埋蔵文化財の散布地として知られるが、この五反島遺跡発見の遺物を見て、ここを単に河原の遺物散布地とは理解せず、集落遺跡が周辺にあるはずだと評価したのであった。

この遺跡発見時の話題を最後に、五反島遺跡の話題は途切れてしまうこととなる。地下5mという深さは、よほどの大規模な土木・建設工事でない限り基礎工事すら到達できない深さであり、その後の周辺における埋蔵文化財の試掘調査では、遺跡範囲の確定などの手がかりはまったくなかった。ただ唯一、南吹田5丁目の下水工事で出土したという8世紀後半の土師器盤・甕2点の提供を下水道部から受けたことがあったが、これは下水管敷設の地中推進工事（押管工法）での排土からの出土であり、地下深部に眠っている本遺跡の実態をよく物語っている。このときの出土資料は、現在は市立博物館に収蔵されている。

以後、五反島遺跡が改めて俎上に載るのは、やはり南吹田下水処理場建設工事に関連した案件である。市下水道部が吹田市西部の下水事業を推進するなか、当時の汚水処理槽を北側へ大幅に拡幅する必要が生じ、下水処理場内の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いに対する事前協議が昭和58年から開始された。遺跡発見時の所見が正しければ増設される汚水処理槽の規模の大きさから考えても、五反島遺跡の実態は必ず現れるはずであり、教育委員会と市下水道部の協議は、当初から事前のなんらかな発掘調査は避けられないとの方針では一致していた。ただ、地下5mという深層からの遺物検出は、発掘区の土壁の維持・排土の搬出・湧水対策などの点において、現場の安全対策をふくめて何らかの技術的解決を必要とすることは確実であった。また、8,500m²に及ぶ今回の工事範囲のすべてを調査対象とすべきかについて、従来の遺跡発見時の情報では不十分であった。

このような点を考慮して、工事区全面の発掘調査の必要性の確認と、その場合の深度・層厚・土質・遺構の有無・遺物の出土状態などの確認のため、昭和59・60年の2ヵ年にわたって工事対象区の全域に試掘調査を実施すること、そして試掘調査の成果に基づき、61年度以降の方針を決定することとなった。試掘調査にあたっては、まず59年度の第1次試掘調査では、地表下約2.5mまでの埋蔵文化財の包蔵状況を確認することを目的に掘削をおこなった。昭和60年度の第2次調査では、現地表面から近代の埋め立て土と神崎川の河川堆積土のうち遺跡に関連しないと考えられる層位まで（最深ではマイナス3mまで）を機械掘削とし、遺物の検出が予測されるそれ以下については改めて試掘区に鋼矢板を施工して、遺跡本体を確認することとした。このような基本方針に基づいて、吹田市では從来から経験したことのない規模と深度に及ぶ大規模な試掘調査が行なわれた。

この2ヵ年・17箇所に及ぶ試掘調査の成果は第3章の「調査の方法と経過」で纏められているが、その要点は

- ① 地下5～6mで遺物の包含層を認め、昭和42年の遺跡発見当時の所見の正しさを証明したこと。
- ② 第2次調査ではすべての試掘区から遺物が出土したこと。
- ③ 出土遺物は完形資料を含む、良好な状態を示す資料が多量に検出されたこと。
- ④ 河川流路以外の特段の遺構は認められなかった。

の以上4点である。最も判断が難しいのは、試掘調査区全域から出土している資料を、単なる河川の運搬資料とみるか、遺跡発見当時の所見に立ち返って近隣に集落が存在する資料とみるかであり、その判断によって、全域調査の是非を論議せねばならないからである。

試掘調査をふまえての最終的な判断は、後者の立場を受け入れての全面調査が必要との判断であった。その根拠は、全域から検出された遺物の質が良好で、かつ、各時代において資料の質・量に違いがあり、いくらかの盛衰が顕著であることが確認できたからである。これらの事実によって、当然、試掘調査検出遺物は河川の運搬した資料も含まれるもの、近隣に集落から排出された資料が相当数存在するであろうとの、遺跡発見時の判断を追認することとなった。

ただ、以上4点の所見のなかで、④の遺構の存在については、試掘調査では予見できなかつた。昭和61年度の全面調査では、古代堤防が見事に検出されているから、流路以外の遺構を試掘調査では確認できていなかったこととなる。すなわち第2次試掘調査ではT4・10トレンチで検出された木片を、河川に関連する堤防や堰などの遺構に結び付けることができていなかつたわけで、部分的にしか掘れない試掘調査では、重要な点も見落とす可能性があることを証明した。また結果論になるが、試掘時点では、「古代の一級の重要河川の流路を掘っており、河川治水のための遺構は存在するかも知れない。」という認識をもっと持つべきであったといえるだろう。

ただ、試掘調査の成果を総括するうえで、遺跡発見時の評価も考慮して、全面調査の方針を堅持したことは、いささかの間違いもなかつたことは、後の昭和61年度の全面調査の成果が見事に証明している。同時に、すでに府下の代表的な河床遺跡である柏原市～藤井寺市にまたがる船橋遺跡の現状から吉岡哲らが問題を指摘^①したようにどの河床遺跡であっても遺構の保存性や資料の原位置性が乏しいことを前提に包蔵地の取り扱いの方策が多々論議されるが、特定の位置と地域の歴史的景観を念頭にいれた場合、通常の集落遺跡に等しい慎重さでもって対処せねばならない河床遺跡もあることを、本遺跡の調査例は雄弁に物語っており、今後の各地の同様な調査案件においても慎重な姿勢が必要であることを示したといえよう。

- ① 吉岡哲・寺田信「大阪府船橋遺跡の現状」『郵政考古紀要第29冊』大阪・郵政考古学会
1993年



第2図 大正10年頃の晒場風景（吹田市立豊津第一小学校編『豊津一百周年記念史誌』1975年より引用）

第2章 位置と環境

1. 地理的環境

五反島遺跡は、現在の行政区画では吹田市南吹田5丁目4356ほかに所在する遺跡で、南北約120m、東西約330mが埋蔵文化財包蔵地の範囲である。今回、発掘調査の対象となった地点は、昭和40年代より操業されている南吹田下水処理場の処理施設の北側である。この遺跡は吹田市域においては最も南側に位置し、その南側には大阪市との境界となる神崎川が流れる。北側には北東から南西に向かって真っ直ぐに流れる糸田川があり、当遺跡西方で神崎川に合流する。

また、遺跡は大阪府北部に広がる千里丘陵の南側にあって、神崎川（旧三国川）とに挟まれた沖積平野上に位置する。神崎川は、北摂山地に源を発した安威川が、茨木・吹田・摂津・大阪の各市を経る間に山田川・正雀川などの小河川をあわせながら南下し、西へ転じる際に淀川からの流れと合流して、神崎川として大阪湾に注ぐのである。また、千里丘陵から発する糸田川・高川などの小河川がある。現在は丘陵内から流れ出た多量の土砂により、周囲の地表面より高くなり天井川化しているが、これらの小河川が神崎川に流れ込んでいる。五反島遺跡は、神崎川や小河川によって形成された沖積地に立地するのである。

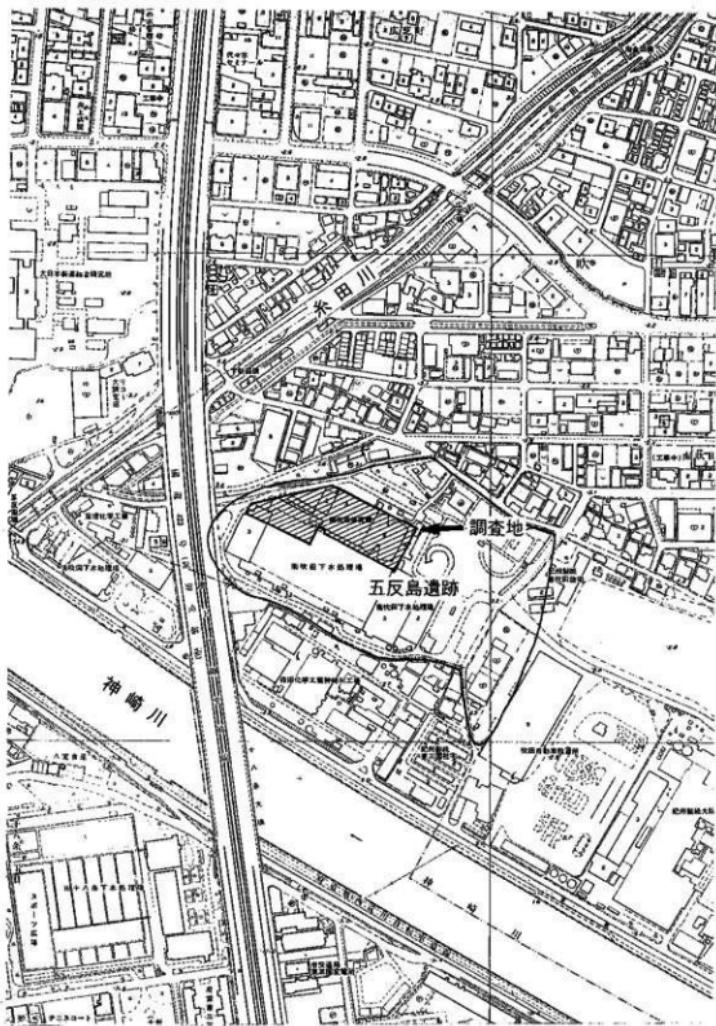
吹田市は大阪府内においては中心よりやや北寄りに位置する。地形的には、千里丘陵と呼ばれる丘陵部と平野部とからなり、平野部は市域の南～東側、丘陵部は北～中側に展開する。そのさらに北方には箕面市、東方には茨木市と摂津市、西方には豊中市、南方には神崎川を隔てて大阪市と接するのである。地質的には、千里丘陵は前期洪積世に隆起したとされる大阪層群で構成される。この丘陵は東西約10km、南北約8kmを範囲として、丘陵尾根が緩やかに傾斜しながら曲折しつつ広がり沖積平野に達するが、千里丘陵南端では、繩文海進によって浸食された急峻な崖、海蝕崖が形成されている。そして、この丘陵地から南や東に向かって、淀川・神崎川・安威川等の河川によって運ばれた土砂によって陸地化した沖積地がひろがっているのである。この沖積平野は、いつの時代も同じ姿を留めていたわけではなく、まず繩文時代には海面上昇による海進により、北は千里丘陵、東は生駒山麓まで海水が達していたとされる。垂水付近の丘陵の浸食された土砂は沿岸流によって東側へ運ばれ、吹田市役所北方の丘陵地より端を発し高浜町から東淀川区相川方面へと延びる吹田砂堆が形成されるのである。弥生・古墳時代に至って海平面が下降を始めると、沖積作用による陸地化が一層進み、三角州あるいは島状の陸地が発達する一方、南方には和泉地方の丘陵から発した上町台地からさらに北へと発達した天満砂堆が迫った。吹田市の南部は、このような吹田砂堆、天満砂堆やその他の沖積地にはさまれた狭い水路の北側に位置し、大阪湾と河内・大和方面とをつなぐ交通の要所となっていくのである。

その後、奈良時代になると、吹田市域における沖積地は現在の地形に近い状態となり、神崎川も淀川とは独立した水系となるが、延暦4年（785）年の淀川と神崎川間の開削により両河川が直結する^①と、再び西国と京とを結ぶ交通の要路上に位置することになるのである。

明治18年陸軍陸地測量部仮製地図によると、当遺跡は神崎川旧堤防の南側、つまり河川敷内に位置する。この堤防は、現在の神崎川流路よりも北に位置し、さらに広い範囲を河川内に含んでいた。室町期には寛正4(1463)年『摂津国垂水庄指図』^①や『摂津国垂水庄図』^②に見られる「本嶋(とうじ志ま)」「新嶋(むかい志ま)」、江戸期には「五反島」の他、「通先島」「勝木島」「万寿島」など、島名の小字名が多数知られており、堤防内には多くの中州が発達していたとみられる。18世紀には上記の中州において新田開発が盛んとなり^③、明治になると、多くの工場進出が相次ぎ、現在はこれらの小字名を偲ぶことのできる中州の景観を観ることはできない。さらに、神崎川旧堤防の北側に眼を向けると、昭和30年代頃までは現在の東町から垂水・江坂町にかけては水田地帯が広がっていたが、元来この地域は低地であったため、山手から流れ込む悪水の排出が困難であり、沼田の様相を呈していた。とりわけ市域南部に位置する旧金田・下新田・上新田は17世紀中頃に吹田村三新田といわれる新田開発が行われる^④まで湿地帯であった可能性が考えられる。しかし、こういった地も、昭和40年代初頭より始められた南吹田地区土地区画整理事業以来、宅地化が急速に進み、景観が大きく変わって現在に至るである。

(註)

- ① 『続日本紀三十八』「延暦四年正月十四日条」
- ② 「東寺百合文書」
- ③ 「教王護国寺文書」
- ④ 亘節著『吹田志稿』昭和51年2月
吹田市史編さん室編『吹田市史』第二巻 昭和50年9月
- ⑤ 亘節著『吹田志稿』昭和51年2月
吹田市史編さん室編『郷土吹田の歴史』昭和56年3月



第3図 調査位置詳細図 (1:5,000)

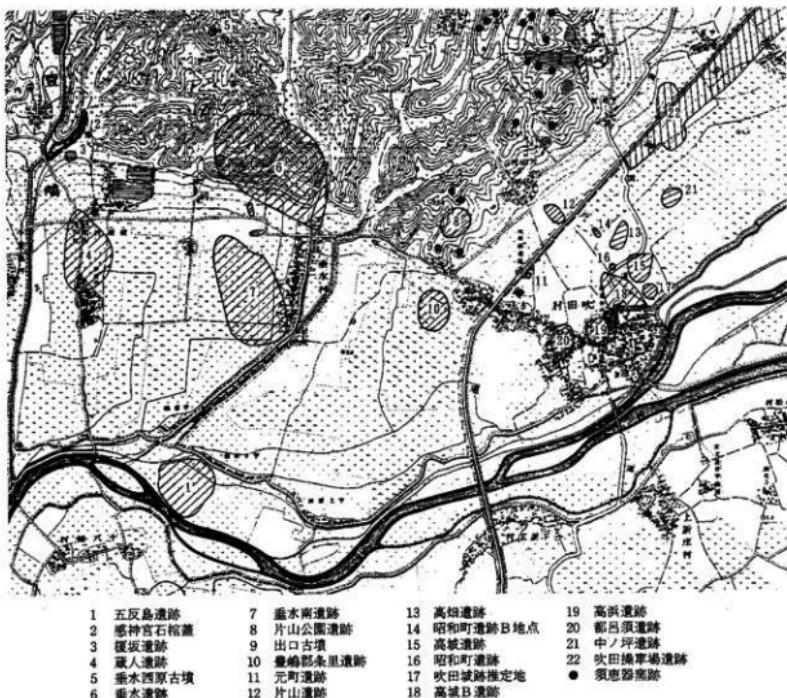
2. 考古学的環境

五反島遺跡周辺の遺跡について概観していくが、多くは千里丘陵南端から神崎川にかけて徐々に標高を減じていく低湿な氾濫原である冲積平野上に展開しており、その動向は一帯の地形環境と密接に関連したものと考えられる。

旧石器時代・縄文時代

千里丘陵の南端からその南方の沖積平野にかけて展開する垂水遺跡では標高20~50m付近の丘陵部においてナイフ形石器、彫器、石核及び剝片等が採集されている。また、近年の調査では千里丘陵東南の延長部分に形成された吹田砂堆の北東付近の平野部において、高城遺跡で小型ナイフ形石器が、目遣遺跡でナイフ形石器、角錐状石器、翼状剝片等が確認されている。これらの旧石器は瀬戸内技法盛行期の資料も含むが、中・小型ナイフ形石器の様相等から、瀬戸内技法衰退期以降の資料と位置付けられる可能性が高いものと考えられる。

垂水遺跡で縄文時代の石錐や石錐が確認されており、他には高城B遺跡、目遣遺跡等でも当



第4図 周辺遺跡分布図 (S = 1 : 30,000)

該期の石器が確認されている。また、土器については吹田砂堆上の高浜遺跡で中期、他に豊嶋郡条里遺跡で後期、目僕遺跡で晩期の土器が確認されているが、明確な遺構に伴うものではなく、2次堆積の資料であり、当該期の遺跡の実態は明らかでない。

弥生時代

垂水遺跡では丘陵上、標高50m付近で後期の竪穴建物4棟、掘立柱建物、焼土坑等を調査するとともに、後期を主に前期から後期にかけての多量の弥生土器が出土した。この発掘調査やそれ以前から行われてきた地元の研究者の活動等による検討により、垂水遺跡の丘陵上の集落は弥生時代前期に成立し、中期末の急激な増加を経て、後期までその盛期が認められるが、庄内期までには廃絶したものと考えられる。また、土器には河内系や近江系といった、他地域からの搬入品が多く認められることが注目される。

一方、丘陵裾から平野部にかけての調査では中期を主とする多量の土器が出土しており現地表下2m近くの深い地点で中期を中心とする遺構が展開することが明らかとなった。これは丘陵上の集落盛期前半の様相を具体的に示す資料であり、丘陵上のより発展する集落と強く関わるものと考えられる。

また、遺構は確認されていないが、垂水南遺跡、藏人遺跡で後期の土器が、都呂須遺跡で前期及び中期の土器が少量であるが確認されている。

古墳時代

千里丘陵から神崎川に流れ込む小河川沿いの低地上に垂水遺跡、垂水南遺跡、藏人遺跡、金田遺跡等前期・中期を中心とする集落が確認されている。垂水遺跡では丘陵裾部の調査で、落込み内から弥生時代後期から古墳時代前期にかけての土器とともに、破碎され熔解される途上と考えられる銅鏡片（仿製方格規矩鏡か）が出土しているが、遺構等の性格は明らかでない。

垂水遺跡と五反島遺跡のほぼ中間に位置する垂水南遺跡は前期から中期にかけての竪穴建物、掘立柱建物、井戸、土坑、水田に伴う矢板列、木組・堰を伴う溝等が確認され、大規模な集落の展開が確認されている。また、出土した土師器には吉備、山陰、北陸、東海地方といった各地からの搬入品が多くみられる等広範な交流が考えられ、垂水南遺跡は当時の河内湖入口に立地し、水上交通の拠点に立地する拠点的な集落と考えられる。

垂水南遺跡や藏人遺跡等の丘陵南方の低地上の遺跡の盛行する時期は藏人遺跡が若干早いようであるが、廃絶時期は同様に6世紀前半頃と考えられる。

一方、東南の吹田砂堆上及び周辺地の都呂須遺跡、高浜遺跡で前期の土師器が、昭和町遺跡、昭和町遺跡B地点では初期須恵器が出土しており、明確な遺構は確認されていないが、当該期の集落の展開が予想されるものである。これらの遺跡は当時の汀線周辺に位置するものと考えられ、垂水南遺跡同様、水上交通や自然条件的に優位にあったことが考えられる立地である。

一方、古墳については垂水遺跡の北方の丘陵高所で赤色顔料が塗布された痕跡のある竪穴石

室及び石棺材と考えられる石材が確認された垂水西原古墳が前期古墳と考えられる。その実態は明らかではないが、眼下に垂水南遺跡や藏人遺跡を見下ろす立地である。

中期は垂水南遺跡や藏人遺跡が大きく発展するのに対して、それに対応する古墳は周辺地では認められない。

後期は千里丘陵東南端部に出口古墳が認められるが、明確な群集墳としてまとまりを示すものではなく、西撰及び三島地域の後期古墳の状況と比べると大きな相違が認められる。これは須恵器窯群の存在と大きく関わるものと考えられる。但し、藏人遺跡の北方約1kmの丘陵端部近くの素戔鳴尊神社（感神宮）境内に龍山石製の家形石棺蓋が所在し、7世紀初頭の古墳の存在が考えられ、注目されるものである。

古代・中世

垂水南遺跡では白鳳期の瓦のまとまった出土がみられ、当該期の寺院の存在が想定される。また、同遺跡の第5次調査では河道内から平安時代初頭の土師器、須恵器等がまとまって出土しており、その中に「垂庄」、「中庄」等墨書き土器が認められ、当地一帯に所在した東寺領垂水荘成立期に関連する資料として注目されるものである。藏人遺跡でも遺構は確認されていないが、平安時代の土師器、綠釉陶器等が出土しており、莊園集落等の開発がこの時期にまで遡ることが考えられる。

また、平成13年に調査された榎坂遺跡では小規模な調査であるが、溝が確認され、白鳳期の瓦や奈良時代から平安時代にかけての土師器、須恵器、灰釉陶器、綠釉陶器等が確認されている。土器以外にも和銅開珎、神功開寶、貞觀開寶といった皇朝錢や獸骨が出土しており、当地一帯の開発について新たな問題を提起した。

千里丘陵南方の沖積平野上は地理的に北撰と西撰平野の境に当たり、陸上及び水上交通の要地として重要な位置を占め、平安時代から寺社、權勢門下等の莊園が成立しており、藏人遺跡、都呂須遺跡、吹田操車場遺跡等で鎌倉時代から室町時代の集落が確認されており、特に藏人遺跡は文献史料により室町時代初期に成立した典型的な中世村落である「藏人村」に当たるものであり、春日社領垂水西牧に含まれる莊園関係集落であることが、平安～室町時代における検注帳等の史料から考証することができ、発掘調査の成果と文献史料との比較によって、中世の村の実体の解明が可能である。

一方、吹田市から豊中市にかけては豊嶋郡条里が施行されており、発掘調査では条里の規制を受けた水田遺構等は鎌倉時代のもので、郡条里の東限界においては整備された鎌倉時代の水路跡を確認している（豊嶋郡条里遺跡）。考古学的には豊嶋郡条里の施行開始時期は現段階では明らかではなく、条里に規制されたと考えられる遺構は鎌倉時代のものであるが、これは当地一帯で丘陵から流下する小河川の流路の固定化による土地の広範な安定化に関わるものと考えられる。

3. 歴史的環境

吹田市は、近代以前には、垂水・江坂地域が豊嶋郡に属し、その他の地域は嶋下郡に属していた。この吹田市内において、地名の記載で最も古いものには『行基年譜 天平十三年記』^①にみられる「在嶋下郡次田里」の「次田堀川」および「在豊嶋郡垂水里」の「垂水布施屋」がある。その後、平安時代の初めになると、弘仁3（812）年12月の『民部省符案』^②に「一所攝津国垂水庄 在豊嶋郡中条」とあり、桓武天皇女の布勢内親王の庄墾田が東寺へ施入されて垂水庄が成立したことが見え、こののち徐々に史料の増加をみるのである。

9世紀後半に全国の地名を記した『倭名類聚抄』では、島下郡には、新野・宿久・安威・穂積の4郷、豊嶋郡には、秦上・秦下・駅家・豊島・余戸・桑津・大明の7郷の記載がみられるが、明らかに吹田市内を示すとみられる地名は記されていない。これらの地名のうち、現在の垂水・江坂地域は大明郷に含まれ、郷里制による里名として垂水などの地名があったのだろうとされているが、長保3（1001）年には「攝津国豊島郡榎坂家宅処」^③とあり、さらに降って文治5（1189）年には「春日社領垂水西牧榎坂郷」^④とあることから、平安時代中期には「榎坂」の地名が使用され、遅くとも後期にはこの地域は榎坂郷と呼ばれていたとみられる。

その他、文献上では、貞觀7（865）年には「吹田庄」施入記事^⑤、さらには承平7（937）年には「嶋下郡吉志庄田」^⑥、天暦3（949）年には「垂水御牧」^⑦、承徳3（1099）年には「倉殿庄」^⑧などの記述がある。平安時代の中頃には豊島・島下両郡において開発が盛んに行われたのだろう、中世以降に名を連ねる莊園などの名が出そろってくるのである。

また、延暦4年（785）年には、淀川と三国川間が開削された。それまで繋がっていなかつた両河川が直結することにより、西国と京都間を神崎川・淀川を通じて貢物等の荷駄を運搬することが可能となった。この一事によって、この地域が交通の要路上に位置することになり、神崎川およびその沿岸の重要性が増してくるのである。これには、五反島遺跡においてもこの時代の遺物が豊富にみられることからも明らかで、この神崎川が交通の要路として重要な役割を果たしていたことを示すものといえる。他方、上記の莊園等開発の増加は、交通の要路上に位置するようになったことは無関係ではないだろう。平安時代以降、神崎川に面した吹田市南部地域の重要性は増したと考えられる。平安時代においては、菅原孝標女による『更級日記』「初瀬」、源師時の日記『長秋記』「元永二年九月条」などに高浜が寄港地としてみえ、平安時代末から鎌倉時代に至っては、後嵯峨上皇^⑨、九条兼実^⑩、藤原定家^⑪・道家^⑫・為家^⑬、西園寺公經^⑭・実氏^⑮ら皇族・貴族が方違えの地とするなどして「吹田」を訪れており、河川交通における寄港地あるいは遊興地としての繁栄を伺うことができる。

また、神崎川流域に分布する莊園の多くが早い時期から中央権門・有力社寺の所領となっていたが、それに止まらず、鎌倉時代を通じて東寺領垂水庄を支配した莊官が二代にわたって「采女」を称していたことや、吹田庄では下司紀宗季を初め紀氏の人々が九条良経家司政所や御厨子所預を兼ねていたことなど、京とのつながりの深さを感じさせてるのである。

さて、五反島遺跡における「五反島」については、いつ頃から存在し、そう呼ばれていたの

だろうか。

寛正4（1463）年『摂津国垂水庄指図』や『摂津国垂水庄図』には、豊鳩郡垂水庄において「本嶋（とうし志ま）」および「新嶋（むかい志ま）」が記されているが、同じく寛正4年には新嶋における知行をめぐる争いや開発、代官榎木道重が新嶋を知行し本役賦課を了承している記述^⑥などがあり、少なくとも室町期には、神崎川流域において点在する中州において徐々に開発が及んでいたことが推測されるのである。現在、神崎川旧河川敷内には、前述のとおり「五反島」を始め、「権先島」「勝木島」「万寿島」など、島名を有する小字名が数多く伝えられているが、これらは神崎川流域において発達した中州と考えられる。そして、これらの中州は17世紀後半から18世紀末にかけて本格的に新田開発されるのである。

中州開発は、文献上では延宝3（1675）年が早い。その後、宝永3（1706）年、享保12（1727）年、明和7（1770）年、寛政5（1793）年に、嶋下郡において次々と行われている^⑦。ここでは、「中之嶋」「かちき嶋」「丸嶋」「まんちう嶋」「五反嶋」「前嶋はかのせ」「あふき嶋」「どしやう嶋」のように島名を有するものが多く含まれており、今に伝わる小字名と一致するものが多い。このうち、「五反嶋」については享保12年に行われたものである。五反島遺跡において最も遺構・遺物を見出した古墳時代や平安時代などの時期について、文献では見出すことはできないが、遅くとも18世紀前半には嶋下郡において五反島と名づけられた地名が存在し、新田開発によって文献に留められていくのである。

註)

- ⑥ 『続々群書類從 三』
- ⑦ 「東寺百合文書三八一五六」
- ⑧ 『平維仲施入状案』「大日本古文書 高野山文書八卷一九二五号」
- ⑨ 『春日社領垂水西御牧榎坂郷田畠取帳』「今西春定氏文書」
- ⑩ 『醍醐雜事記』卷五
- ⑪ 『醍醐雜事記』卷五
- ⑫ 『西宮記』八 天暦三年十月・応和二年八月条
- ⑬ 『治部卿藤原通俊所領处分状写』「壬生文書 五」
- ⑭ 『岡屋閑白兼経公記』建長三年壬九月条
- ⑮ 『玉葉』五十五 文治五年二月・三月条
同書 六十五 建久五年四月条
同書 六十六 建久六年三月条
- ⑯ 『明月記』承元二年十月条・建暦二年正月条・安貞元年十月条・寛喜元年五月条、
天福元年八月条
- ⑰ 『明月記』寛喜二年二月・三月・四月条・嘉禎元年閏十二月条
- ⑱ 『明月記』寛喜二年八月条・寛喜三年三月・八月条・嘉禎元年閏六月・十二月条

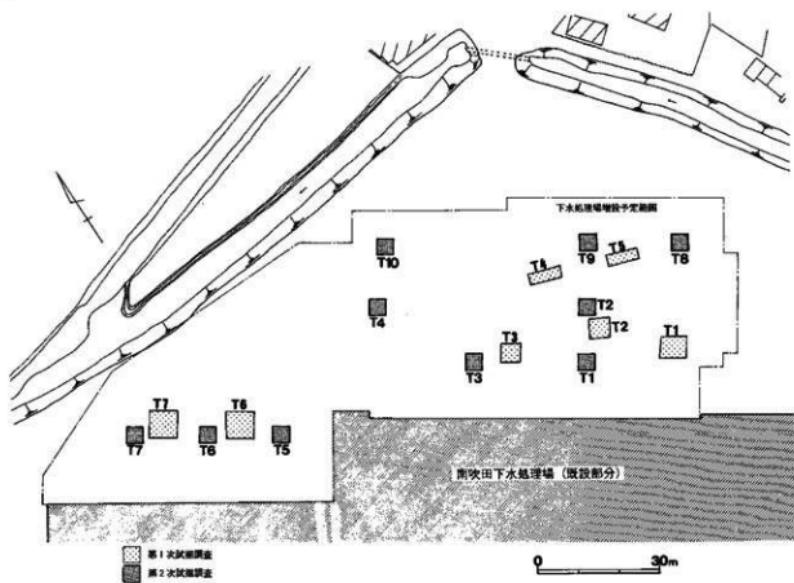
- ⑯ 『明月記』寛喜二年正月・八月条、寛喜三年八月条、天福元年七月・八月条、嘉禎元年五月条
- ⑰ 『明月記』寛喜三年八月条、天福元年七月条
『岡屋閑白兼経公記』建長三年壬九月条
- ⑱ 『榎木道重書状』「東寺百合文書わ七一九」
『榎木慶徳書状』「大日本古文書 東寺文書二に二六七」
『某書状』「東寺百合文書ア六三一七〇」
『廿一口評定引付』寛正四年九月・十月条「東京大学史料編纂所所蔵
- 吹田市史編さん室編『吹田市史』第一巻 平成2年2月
吹田市史編さん室編『吹田市史』第五巻 昭和53年1月
- ⑲ 亘節著『吹田志稿』昭和51年2月
吹田市史編さん室編『吹田市史』第二巻 昭和50年9月

第3章 調査の方法と経過

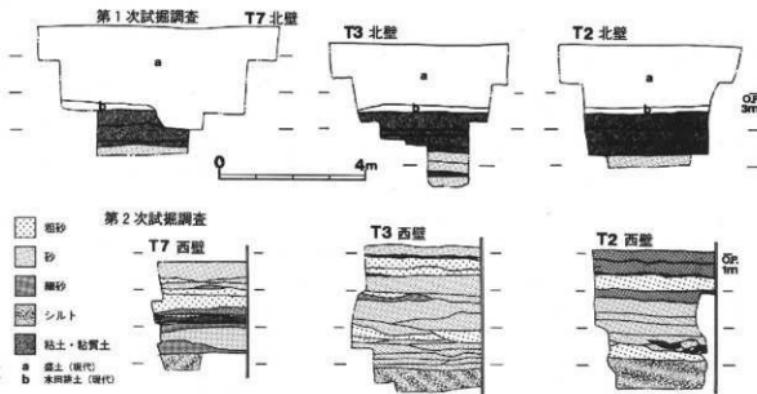
1. 試掘調査の成果

第1次試掘調査

第1次試掘調査は南吹田下水処理場増設工事予定範囲内に試掘坑7か所（合計約230m³）を設定し、昭和59年10月5日から10月30日まで実施した。現地表面から昭和60年度の工事予定深度（現地表下2.5m）までを対象とした。現地表面は標高（O.P.）約4.3m～4.8mで、東側が低く、西側に行くにつれて高くなる。試掘坑T1～T5を調査区東半部に設定し、西半部にT6・T7を設定し、重機及び人力により掘削を行った。このうち、T4では地表下約2.5mまで、T6では地表下約4mまで現代の搅乱を受けている部分があったが、他の試掘坑では大きな搅乱は認められず、ほぼ同様の層序を示した。まず、現地表下約1.6m（O.P.約2.6m）まで盛土（I層 現代）があり、その下に厚さ約0.2mの耕土層（II層 現代）がある。これより以下には層厚約1mの粘土層（III層）、層厚約0.6mの砂層（IV層）、層厚約0.2mの粘土層（V層）、含水率の高い砂層（VI層）が認められ、最深部で約4mまで掘削した。I・II層は現代の層であり、III～VI層では遺構は検出できず、遺物についても、T4の層で土師器片（古墳時代）1点、T7のIII層で平瓦片1点を検出したのみであり、現地表下3.5m（O.P.1.00m）ま



第5図 試掘調査トレンチ位置図



第6図 第1・2次試掘調査土層断面図

では遺構・遺物の検出される可能性は低いと判断された。ただし、T 6 の搅乱層から弥生土器、土師器（古墳時代）、黒色土器（平安時代）、瓦器など多様な遺物が遺物収納箱で合計約1箱分出土した。これらの遺物が本来含まれていた土層は明らかにできなかったが、昭和43年の下水処理場建設時に採集された遺物と同一の様相を呈することから、弥生時代～中世の複合遺跡が存在するのは確実であり、土層序よりみて、遺構、遺物包含層等が遺跡発見時と同様の深さ（地表下約5m）に存在する可能性が高いと判断された。

第2次試掘調査

第2次試掘調査は第1次試掘調査の成果を受けて現地表下約3.5m以下の層を対象とし、昭和60年11月18日～12月23日及び昭和61年2月3日～3月6日まで実施した。調査区は4×4mの方形試掘坑を10か所（調査面積合計160m²）設定し、矢板による土留工を施した後、重機掘削、人力掘削をT 1から順次進めていった。T 1～T 10における堆積土層は、T 8、T 10において認められたような比較的厚い粘土層を含んでいるところもあるが、概して灰色系の厚い砂層を主体としたものである。土層の堆積状況をみると、平準な砂層の堆積が認められる調査区がある一方で、複雑な堆積が認められる調査区もあり、これは、河川などの影響を受け、長期間の穏やかな堆積と短期間の急激な堆積が繰り返された結果と考えられる。砂層はO.P.-1.5m～-2.1mの深度まで堆積しており、この中においてはT 8検出の落ち込み以外は明確な遺構を検出しなかったが、いずれの試掘坑にも厚さ0.5～2.2mの弥生時代～中世の遺物包含層を検出した。

遺物は主に遺物包含層から出土し、遺物収納箱で合計約30箱分出土した。大半は古墳時代前期の布留式土器で次いで奈良・平安時代のものが多い。遺物の種類、時期相については以下の

表に示す。

弥生時代	弥生土器（壺、甕、高杯）
古墳時代	土師器（壺、甕、高杯、鉢）、須恵器（杯、壺、甕）、勾玉、土錐、韓式系土器、製塙土器
奈良・平安時代	土師器（甕、杯）、墨書き土器、転用硯、須恵器杯、黒色土器碗、瓦
鎌倉・室町時代	瓦器碗、土師器（皿、甕、羽釜）、須恵器鉢、白磁、漆器、下駄、宋錢、砥石
その他	貝殻、獸骨

これには弥生～室町時代の各時期に属する極めて遺存状態の良好な多様な遺物が多量に含まれており、特に古墳時代のメノウ製勾玉、韓式系土器、平安時代の墨書き土器などの重要な遺物が含まれているのが注目された。限定された時期の遺物を含む層は少なく、大部分は、弥生時代～中世の各時期の遺物が混在した状態で検出されているので、河川などによる搅乱を被ったものと考えられるが、遺物の良好な遺存状況からみて、直ぐ真近に集落跡等の遺構が存在するものと思われた。なお、いずれの試掘坑にも遺物包含層の下には暗灰色シルト層が認められたが、貝殻、獸骨等自然遺物が検出されたのみで遺物は出土しなかった。

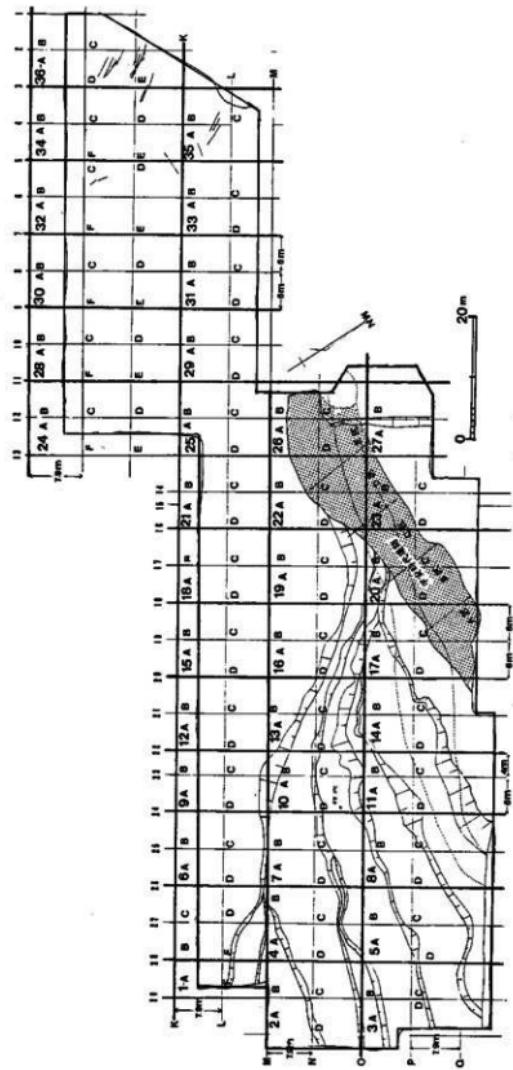
以上のとおり、設定した10か所の試掘坑のいずれからも上記のような遺物が出土したことから、工事予定範囲全域に遺物を検出することが予想され、また、集落跡等の遺構も検出する可能性があることから、さらに、詳細な調査を工事予定範囲全域に拡大して実施することが必要と判断され、昭和61年度に本格的な発掘調査を実施することとなった。

2. 調査の方法

昭和61年度の本格的な発掘調査は、昭和60・61年度に実施した第1・2次試掘調査の成果を踏まえ、下水処理場の増設部分のはば全域、現地表下約3.5m以下の層を対象として実施された。調査に先行して調査対象区に土留工が施され、内部は機械掘削により現地表から約3.5m下がった状況で調査が開始された。調査区は東西約166m、南北約47mを測り、西半部は南へずれ、段を有する形状である。調査面積は約7,800m²である。

調査対象区域を区画するに当たって基本的には、下水処理場増設工事の設計区画に合わせた。調査区西端を1とし、東に向かって6mごとに2、3、4…と番号を振っていき、調査区東端で30を数えた。同様に南北方向は南端をHラインとし、北へ7.9mごとにI、J、K…とアルファベットを振っていき、北端をRラインとした。東西及び南北ラインで区画された中で4～6区画をひとまとまりとしてグリッドを設定し、G1～G36とした。またその4または6に分割された小区画を南東側から右回りにアルファベットを振り、A～Fとした。すなわち標準的なグリッドの規模は東西12m、南北15.8mとなった。

調査は調査区の東側部分から開始されたが、各グリッド間は基本的に土層観察用畦を残し、写真・断面図等の記録作成後に除去した。また、調査開始後新たに確認された平安時代堤防について、調査地区割の方向に合致しないため、その記録作成に当たっては堤防主軸の方位を



第7图 调查区地区剖面图

基準として独自のメッシュを組むこととなった。その際、堤防の展開方向に直交する任意の点を設定し、これにより、東側からA～Eの5区画に分割した。堤防上面の木組（杭・横木など）の記録やさらに下への掘削は土層観察用畦を残して行い、平面・断面の記録作成後、適宜除去した。

出土遺物については出土場所・層位に基づいてひとまとめとしたものを、通し番号と地区名・遺構名・出土層位・出土年月日等を記入した遺物カードとともに取り上げた。こうした遺物カード以外に遺物内容を容易に把握する手段として『出土遺物基本台帳』を作成した。これは通し番号・地区名・遺構名・出土層位・出土年月日等を記入するほか、遺物の内容の概要を記すもので、膨大かつ多種多様な遺物を整理する上で効果があった。『出土遺物基本台帳』は最終的には3542枚にも達した。また堤防の馬踏・法面を保護する杭・横木等の木材についても同様に『堤防木組整理票』を作成し、個々の木材の把握に努めた。各遺構に定着した遺物の主要なものについては平板測量にてその位置を記録した。なお、遺物の整理は出土区画及び出土位置を基準に行い、調査で取り上げた時に付した袋ごとの番号を各々の遺物の帰属を示す遺物番号とした。本報告の記述に際しても遺物番号には〔 〕内にその遺物基本台帳の番号を併記したものもある。

3. 調査の経過

昭和61年6月23日から機械掘削が開始され、7月1日より人力掘削を主体とした本格的な発掘調査が開始された。これ以降東西方向の河道跡が次々に検出され、7月中旬までに河道跡は6条確認された。調査の前半はこれらの河道跡の検出と精査・記録作成が主体となった。河道跡からは大量の土器類が検出されたが、完形品の割合が多く、しかも表面の磨滅痕が少ないなど、土器の遺存状況が極めて良好であることから、これらは単に上流域から流されて滞留したり、再堆積したものでないことを認識させられるものであった。土器以外でも、金属器（鉄剣、鉄鎌、鎌、鐵斧、鋤、刀子など）の出土が顕著であり、これらは通常の集落遺跡出土資料としては稀な資料群といえよう。7月末には河道IVの河岸沿いで唐式鏡が出土し、本遺跡の性格が通常の集落遺跡に止まるものではないことが認識された。8月初めにG14-D区で検出された杭と横木の木組み遺構は当初、室町時代とみられる河道に付随する施設と考えられたが、8月後半に至り、平安時代の所産と推定される堤防に関わるものであることが判明した。検出された堤防は自然堤防状の砂層の高まりを利用して構築された瀬割堤と呼ばれるものである。平安時代の堤防遺構としては検出例の少ないものであるが、延長約60mに及ぶ大規模なものであったため、堤防遺構の精査と記録作成に多大な時間を要した。8月後半には西地区（G33～36）の人力掘削及び精査で河床に当たる部分に数箇所の木組みが検出された。

調査の後半は堤防精査と記録作成を行った後、堤防の解体とそれに伴う記録作成が主な作業となった。その際、堤防の下層には奈良時代前期を遡る比較的まとまった遺物の出土があり注目された。堤防の北側には新たに河道が検出され、河道跡は合計7条確認された。12月初めに

は河道IVの河床で柱跡が検出され、橋などの何らかの施設の存在が推定された。堤防に関しては、平安時代の土木技術史上重要な遺構であるが、現状保存を行うことが困難と判断されたことから、部分的に保存をはかることとなり、11月後半からそのための準備作業に入り、12月初めに取り上げ作業を行った。現在は吹田市立博物館の第1展示室五反島遺跡のコーナーに移築復元され、展示資料として活用されている。

また、調査期間中の9月14日、11月9・15日に現地説明会を実施し、合計約300名の参加者に調査の状況を説明した。

なお、遺物の中に認められた赤色顔料塗布土器、木器・堤防構成材、人骨、獣骨、貝類、鉄器等の特殊な遺物については、それぞれ専門の諸先生方に調査を依頼し、ご報告賜った。これらの詳細については既刊の『吹田市五反島遺跡発掘調査報告書—自然科学編』を参照されたい。

以下、調査の経過の一部については調査日誌抄を記すこととする。

<調査日誌抄>

昭和61(1986)年

- 6月23日(月) 機械掘削を調査区の東端部から開始。30日(月)現在で26ラインまで機械掘削が進行。
- 7月1日(火) 平面調査の開始。作業員とベルトコンベアの導入を行う。26ライン(G5西壁)の写真、断面図作成を行った。
- 7月2日(水) 杖の設定を行い、これを基準にグリッド分けを行った。土層観察用鞋を残しながら人力掘削を行った。
- 7月3日(木) G1においては東西方向の河道を2条検出。G3においては第2次試掘調査で検出した南側への落ち込みの延長部が検出され、G3北端では北側への落ち込みが検出された。G5で土器が平面的に広がりをもって検出され、これの写真撮影と平面図作成を行った。
- 7月4日(金) G1～2付近で黒色粗砂面まで掘り下げる。東西方向の3条の河道検出。G5では完形の布留式甕が落ち込みの方向に一致していくつも出土し、遺存状況が良好なことから、単なる流れ込みだけではなく、何らかの意味が考えられる。G2-A区の黒色粗砂面上で透かしの入った鉄鏃(完形)が出土。
- 7月7日(月) G8掘削開始。暗灰色粘土を堆積土とした東西方向の河道が確認され、西方へ向かって伸びていることが判明した。この中の堆積土を掘削した。出土遺物は土器類は少なく、漆器碗が2点出土した。
- 7月8日(火) G3-A・B区の平面実測。G8の検出河道の掘削はほぼ終了。
- 7月9日(水) G3東壁土層断面図の作成。G8西壁土層断面図の作成。
- 7月11日(金) 西地区の機械掘削開始(G36より)。
- 7月12日(土) G5の暗灰色細砂面の精査。布留式土器の甕・壺検出。
- 7月14日(月) G1～5検出の東西方向の河道を最も南に位置するものより河道I～Vと付け、最も新しい河道を河道VIとした。G1・4の河道I～IIIの堆積土の掘り下げを行い、弥生～中世の遺物が多量に出土した。G5遺物群の検出の続きと平面の写真撮影。河道Vの堆積土から遺物多く出土。平安時代までの遺物があった。河道IVの堆積土から鉄鏃(木柄も残る)完形品出土。
- 7月15日(火) G5遺物群の平面実測図作成。G2河道IIIの堆積土、G3河道IVの堆積土の掘削。河道底まで中世の遺物が含まれている。河道IIIの堆積土中から人骨(頭蓋骨)が初めて出土した。

- 7月16日（水） G5遺物群の平面実測図作成。G2・4の河道IIIの堆積土掘削。G3・5河道IVの堆積土の掘削。
- 7月17日（木） G1～5の清掃の後、全景写真撮影。
- 7月18日（金） G8・11・14の掘削開始。河道VIは意外にもG11-D区の半ばで途切れ、G14で再び現れることが分かった。G8A区の暗茶灰色砂層で鉄剣（完形）が出土した。G1～5までの部分をラインを入れて再度写真撮影。
- 7月19日（土） G8・11の平面精査。G6・9の掘削開始。
- 7月23日（水） G6・9の掘削。
- 7月24日（木） G7・10（A・B区）、G6・9（D・C区）の掘り下げ。
- 7月25日（金） G12（D・C区）の掘り下げに着手。G11河道Vはほぼ掘り上がる。奈良・平安時代以降の遺物は含まれないようである。
- 7月26日（土） 機械掘削時に検出された大木（長さ約6m、直径約0.2m）の取り上げ作業を行った。G12、G11の掘り下げ
- 7月30日（水） G3～5間畦（河道IV内堆積土）を除去中に銅鏡1面出土。径16.6cmの円鏡である。ほとんど鏽が認められず、遺存状況は良好である。
- 7月31日（木） G1～5の遺物出土位置の記録を取る。
- 8月1日（金） G14-B区より頭蓋骨が出土。
- 8月2日（土） 午前から全体の清掃の後、20ラインまでの全景写真撮影を行う。その後、下で細部の写真撮影
- 8月4日（月） G12・15の人力掘削、平面図のメッシュ作り
- 8月5日（火） 26～20ライン北半部の1/50の平面図作成終了。
- 8月6日（水） G14-D区で木組みの検出。横木の向きは、ほぼ磁北に直交した東西方向の向きで護岸用の横木であろうか。
- 8月9日（土） G19-A・B区の河道IIIの掘削終了状況の写真撮影。
- 8月18日（月） G20-D・C区の掘り下げ。その結果、G20-B区で検出していた杭、木組みはそのまま北東へ伸びることが判明し、河道VIと方向が異なることが判明した。このことから、木組みと河道VIは直接関連したものではなく、河道VIの下に別の構造が展開するものと考えられる。
- 8月20日（水） 西地区（G33～36）の機械掘削。
- 8月23日（土） G33で鉄製刃先付き鋤が出土。木組み列を横断する調査坑を設定し掘削したところ、木組み列が堤防状に盛り上がっていることが判明した。
- 8月27日（水） 木組み堤防の輪郭を明確にするための掘削。西地区の人力掘削で2本の杭が直角に打ち込まれた状況で検出される。
- 8月30日（土） 河道Vの検出。中の堆積土を掘り下げる。灰褐色細砂で布留式土器細片が数点出土。
- 9月1日（月） 木組内及びその周辺部の清掃の後、午後より写真撮影を行う。全景と堤防細部写真撮影
- 9月2日（火） 木組み周辺部の平面図作成準備（割り付け）。木組み保護用覆い屋根の設置開始。
- 9月4日（木） 河道III・IVの堆積層の掘削。堤防平面図の作成続行。G34より馬具壺が出土。
- 9月11日（木） 西地区では土層断面の写真撮影と土層図の作成。堤防平面図の作成続行。
- 9月13日（土） 西地区の全体清掃の後、全体の平面写真撮影。夕方より堤防付近の全体清掃を行う。
- 9月14日（日） 第1回目の現地説明会開催。朝より準備にかかり、午前11時より説明会開始。午後2時頃まで行った。参加人員約50名
- 9月18日（木） G30で鉄斧出土。
- 9月20日（土） 堤防北側の掘り下げ。
- 9月22日（月） 西地区的掘削。堤防北側の掘り下げ。

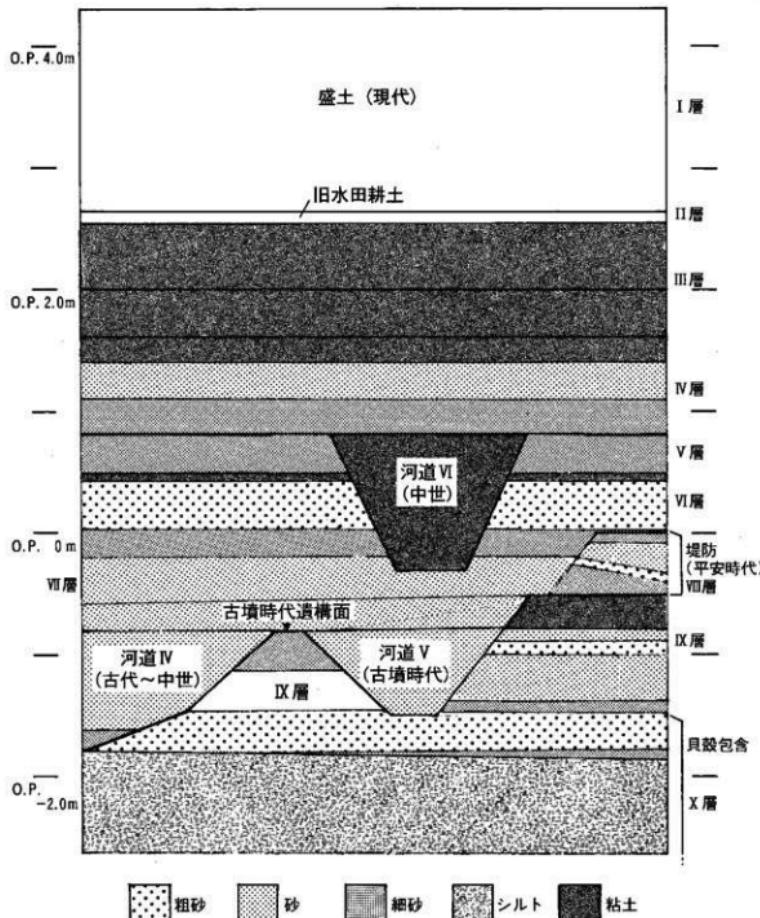
- 9月27日（土） 西地区の掘削。堤防北側の掘り下げ。
- 9月30日（火） G26・27で調査開始面（地表下約3.5m）のレベルで新たに落ち込みが確認される。
- 10月2日（木） G26・27検出の落ち込みの掘り下げ。
- 10月4日（土） G32～36の全体写真撮影。
- 10月6日（月） G31で長さ約3.5mの櫂（完形）が出土。G26・27検出の落ち込みはほとんど粘土層で、最下層から現代の遺物が検出されたことから、現代の池跡と考えられる。
- 10月9日（月） G31の平板測量
- 10月13日（月） G21の写真撮影
- 10月20日（月） G22堤防南側の検出。堤防の立面図作成のため、堤防の主軸に杭を設定し、東から2mごとの割り付けを行う。
- 10月28日（火） 西地区的清掃の後、全景写真撮影
- 10月31日（金） 全調査区の平板測量（縮尺1/600）を行う。
- 11月8日（土） 午前中、全体の清掃、午後0時～0時30分頃まで航空写真撮影。午後より全景写真及び縦部の写真撮影。
- 11月9日（日） 第2回目の現地説明会開催。朝より全体の清掃を行い、午前11時から開催する。参加者数約50人。
- 11月10日（月） 堤防細部の写真撮影の続き。
- 11月12日（水） 西地区的検出杭の記録作成。
- 11月15日（土） 第3回目の現地説明会開催 午前11時から開催する。参加者数約200人。
- 11月21日（金） 古墳時代遺構面を土層観察用珪を残しながら掘り下げていく。
- 11月25日（火） 堤防取り上げ箇所に薬液（PEG）の注入開始。この周囲の部分を掘り下げる。保存取り上げ箇所は東西約4m、南北約2.3mである。
- 11月28日（金） 取り上げのための準備作業に入る。
- 12月2日（火） G10河道Ⅳより掘方を持った径約20cmの柱根を検出し、写真撮影を行う。
- 12月4日（木） 堤防保存部分の取り上げを行う。
- 12月5日（金） 堤防木組み解体に伴う掘り下げ時に堤防馬踏部北端上面で木簡（こけら経）出土。
- 12月9日（火） 堤防の内部の砂層で顯著な遺物の出土が認められた。遺物は破片ばかりであるが、古墳時代を中心とする。
- 12月12日（金） G10検出の柱根とその東側の土坑の精査を行い、記録作成。
- 12月15日（月） 堤防D区の掘り下げ。堤防下層土器群の検出、W28ラインの堤防横・縦断面図面の作成。
- 12月19日（金） 堤防E区の掘り下げ。堤防D区下層土器群の図面作成。
- 12月23日（火） 堤防D区の掘り下げ。下層土器群以下の掘削。
- 昭和62（1987）年
- 1月5日（月） 堤防W38～42の縦断面及びW30・38横断面の写真撮影
- 1月9日（金） 堤防W20～24間の掘削開始。
- 1月13日（火） 堤防W26横断面図面の作成。
- 1月16日（金） 堤防W20～24間の図面作成
- 1月19日（月） G26～27の平板測量。堤防W30・34・38横断面図面の作成。
- 1月24日（土） 堤防中軸縦断面W16～20の写真撮影の後、断面図作成。
- 1月26日（月） 堤防中軸縦断あぜW20～24の土器群平面図作成。
- 1月30日（金） 堤防W14～16間の中軸縦断あぜ部分の写真撮影・断面図作成。
- 2月3～7日 堤防断面の転写作業。樹脂（NS10）及び樹脂（トマックNR51）を使用。2月7日で現場での作業は終了した。

第4章 遺構

1. 層位と遺構概要

(a) 層位

調査区の現地表面は標高(O.P.)約4.3mである。今回の調査で確認できた層序は以下のと



第8図 土層断面模式図

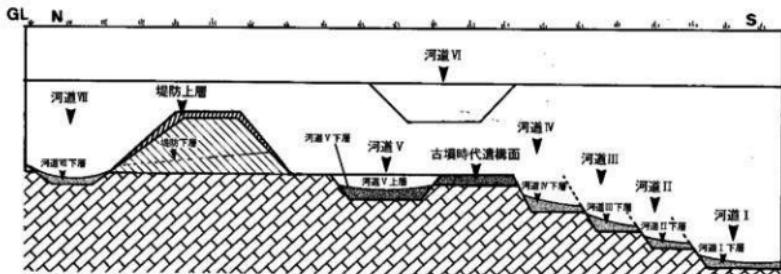
おりである。

- I層 層厚約1.1mの現代の盛土層である。
- II層 層厚約0.1mの暗灰色粘質土層で、昭和42年の南吹田下水処理場建設以前の水田耕作土層（現代）である。
- III層 層厚約1.1mの粘土層である。数層に分かれれる。
- IV層 層厚約0.6mの砂層で中砂層と細砂層に分かれれる。
- V層 層厚約0.3mの細砂層で河道VIのベースとなっている。上面で標高約0.8mである。
- VI層 層厚約0.4mの粗砂層で上面に層厚約0.1mの粘土層が堆積している。
- VII層 層厚約0.8mの中砂・細砂層である。
- VIII層 層厚約0.5mで平安時代の堤防を構成する層で中砂層を主体とし、間に薄く粗砂層が含まれる。堤防上面の標高は約0mである。
- IX層 層厚約1.3mで粘土・中砂・細砂・粗砂層で構成される。上面の層は平安時代の堤防が構築されるベースとなっている他、河道I～V・VIIのベースとなっている。
- X層 層厚1m以上認められる暗灰色シルト層である。貝殻は多く含まれるが、遺物は含まれない。いわゆる地山と判断される。

(b) 遺構概要

今回検出された遺構は河道7条、古墳時代遺構面、堤防、木柱跡などである。それぞれの遺構の詳細については後述するとして、ここでは遺構の概略について記すこととする。

河道は7条検出された。いずれも東西方向の方位で、堆積層の状況から東→西側に水流のあつたことが確認できる。このうち、河道Vは幅約12m、深さ約0.5mを測るほぼ直線に走行する。堆積層は上下2層に分かれ、上層は奈良時代の遺物を含み、やや搅乱を受けているものの、その下層は須恵器を含まない古墳時代の単純な層からなり、本遺跡では唯一の古墳時代の遺構と言えるものである。河道I～IVについては、出土遺物からみて平安～鎌倉時代に形成されたと考えられ、重複関係から河道IV→III→II→Iという順序で形成されたと考えられる。



第9図 検出遺構構造模式図

古墳時代遺構面は河道IVと河道V間の平坦面であり、南北最大幅約8m、東西長約50mに及ぶ細長い平坦な面で標高約-0.8mを測り、古墳時代の単純な遺物包含層を形成していた。上面には顕著な遺構は検出されなかったが、その遺物相は河道V下層の遺物に類似し、河道Vが機能していた時期の生活面と考えられる。なお、この面直上で鉄剣（古墳時代）が出土したことも注目されるところである。

河道IVは幅約10mあり、調査区の東側から流れ、河道Vを削り、堤防の先端に取り付く状態である。遺構の重複状況とレベルからみて歴史時代の河道では最も古いものである。河道IVの北岸岸際で唐式鏡が立った状況で出土した。木柱跡は鏡出土地点の西方約30m、河岸より約3mの河中に検出された。これは掘方を設けた直径約20cm、高さ約25cmの木柱で、その東側でそれよりも小規模であるが、同様の土坑が検出されている。

河道IIIは河道幅は約8m、深さ約0.5mでやがて徐々に広がりつつ西に向かい河道IVに重なって堤防に取り付く。

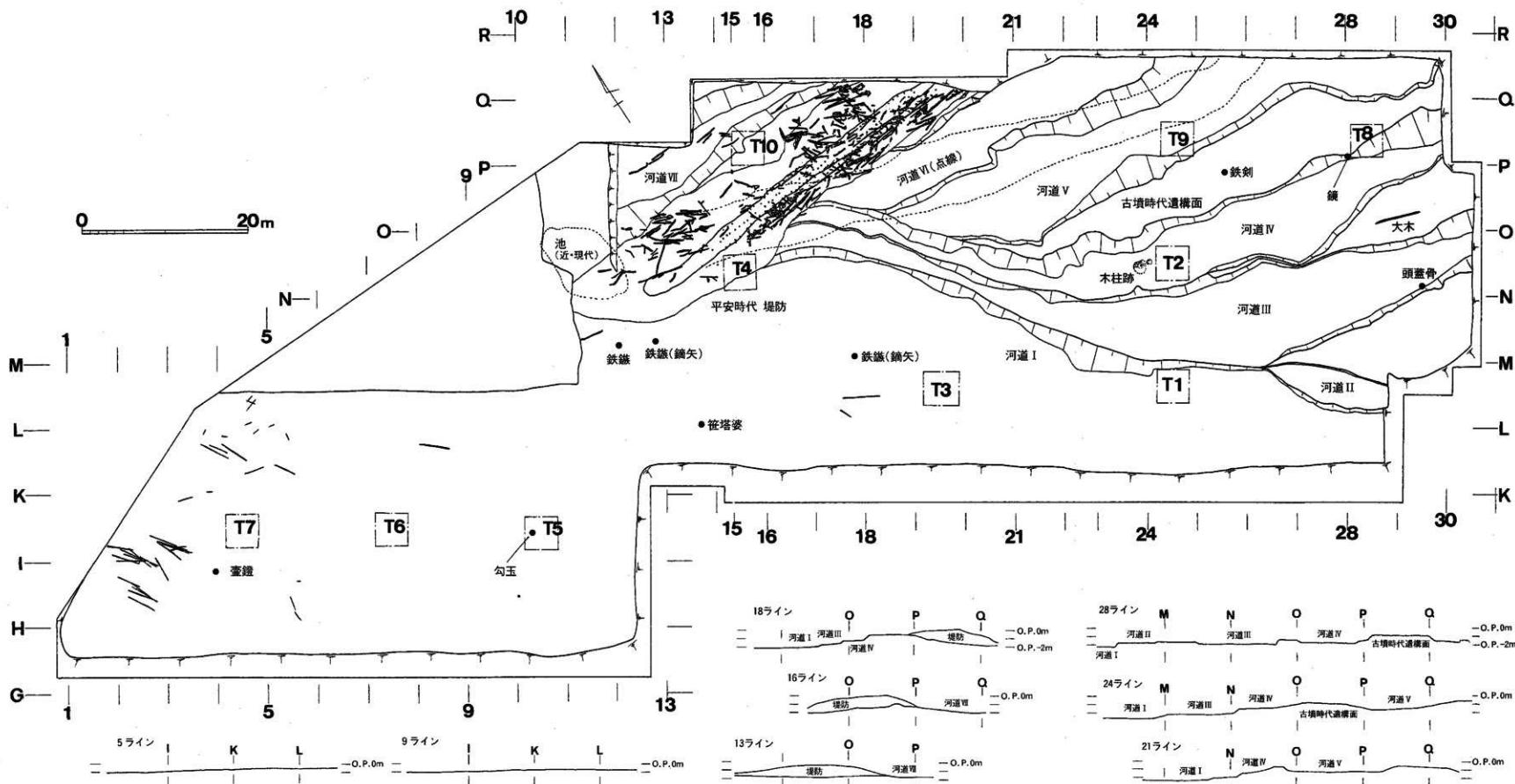
河道IIは調査区の東端で約17mにわたって西に流れる河の右岸を検出したに過ぎない。

河道Iは調査区の南側約半分近くを占める。河道II～IVを削るように西に向かって流れる河で西端で堤防に取り付く。左岸は調査区城内では検出されず、33m以上の幅を持つ。河底は平坦で大きな流れである。河底には瓦器の出土があり、鎌倉時代まで機能していたようである。

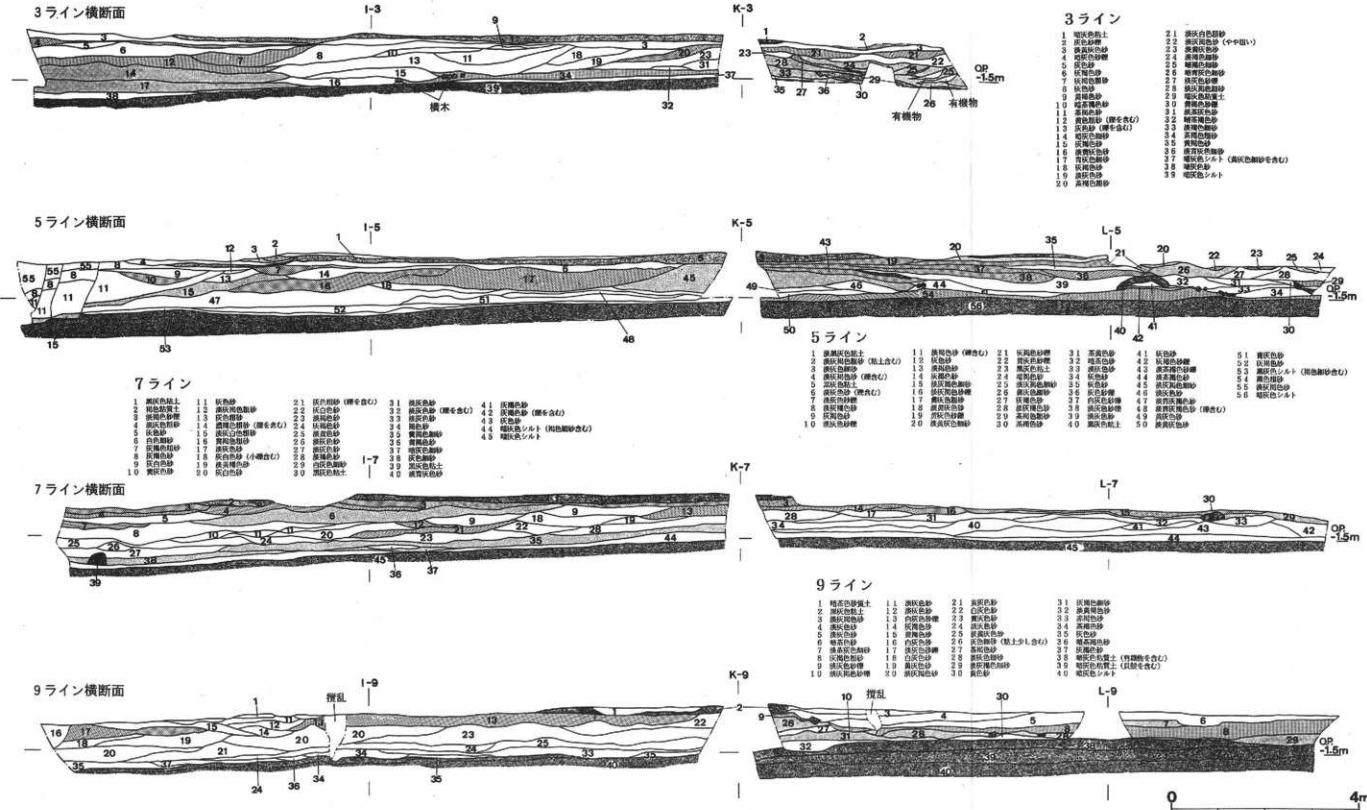
河道VIIは堤防の北側にあり、東から西に向かって流れる。堤防の高さに対して、河道VIIの河床のレベルが河道IV～Iのそれより低く、神崎川の本流とは別の流れと判断される。

河道VIは河道I～V・VIIと堤防が河の堆積作用により埋没した後の室町時代に形成された最も新しい遺構である。幅約6m、延長65mにわたって断続的に確認され、東から西に流れる。漆器椀が多く出土したのが、特徴的であった。

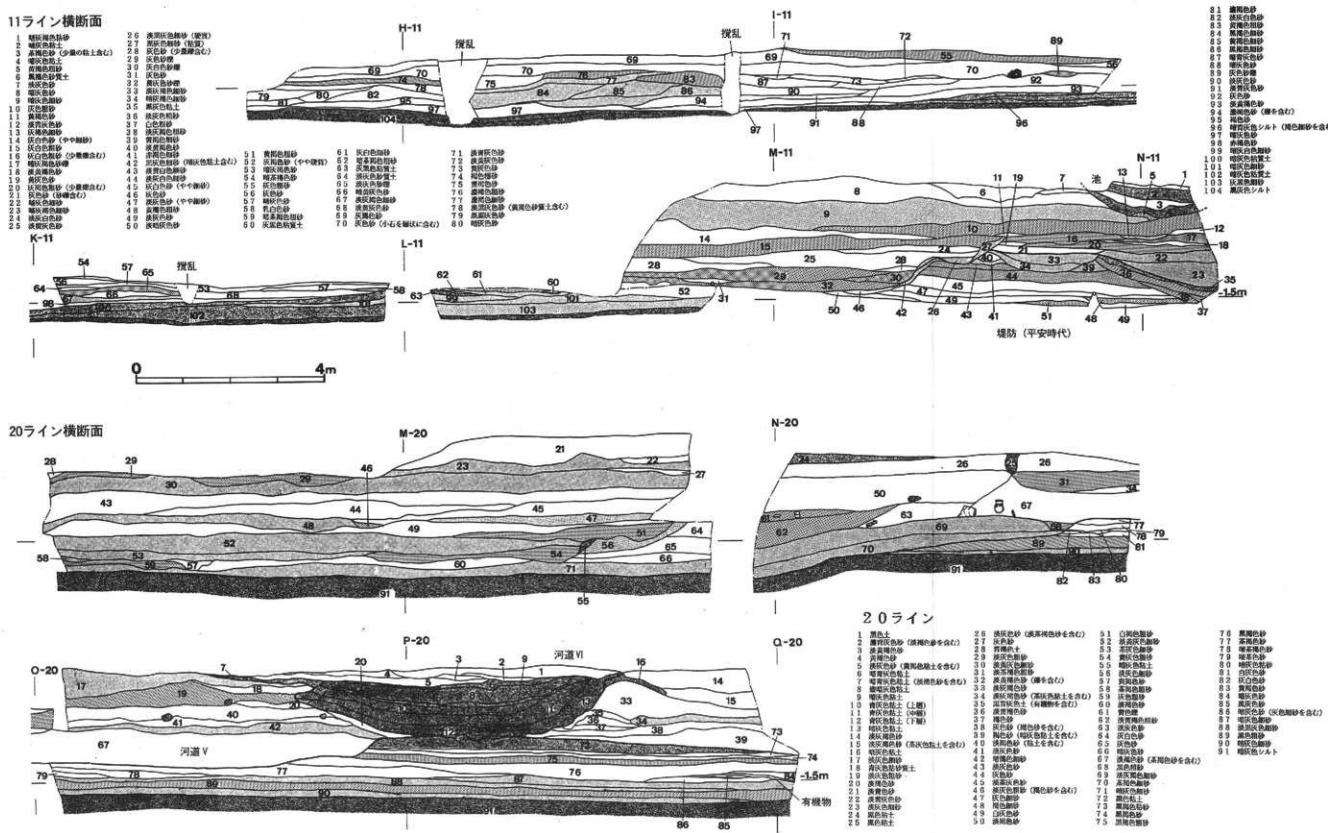
堤防については東西方向に展開し、両斜面に支配がされていることと西先端部が鳥の嘴状に尖っていることから、河の合流地点に設けられる瀬割堤とされる。堤本体はほとんど砂で構成され、自然堤防状の砂の高まりを利用して上端面に3列の松杭を打ち、斜面は松杭を数列打ち、松を主体とした横木を配し、さらに小枝などを組み込んで斜面の流失を防ぐ工夫がなされている。西先端部の尖っているところは樹葉と粘土を重ねたもので表面を覆い、砂の流失を防いだようである。堤防の下層には7世紀中頃の遺物包含層がある。



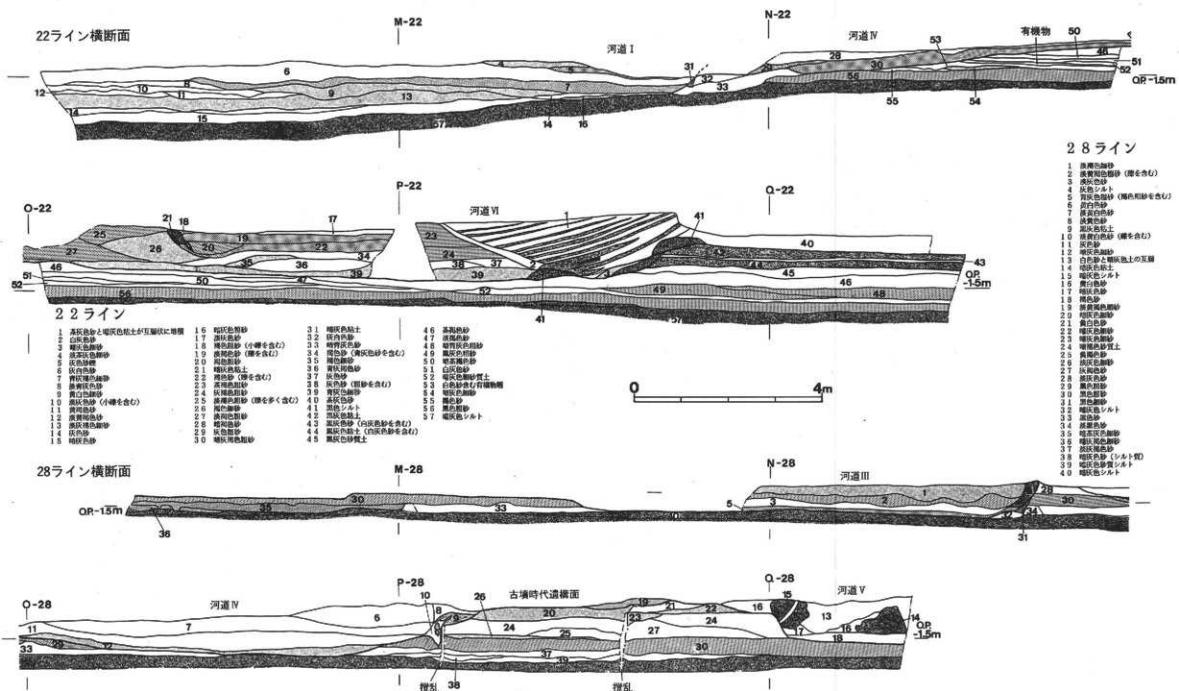
第10図 検出構造平面図



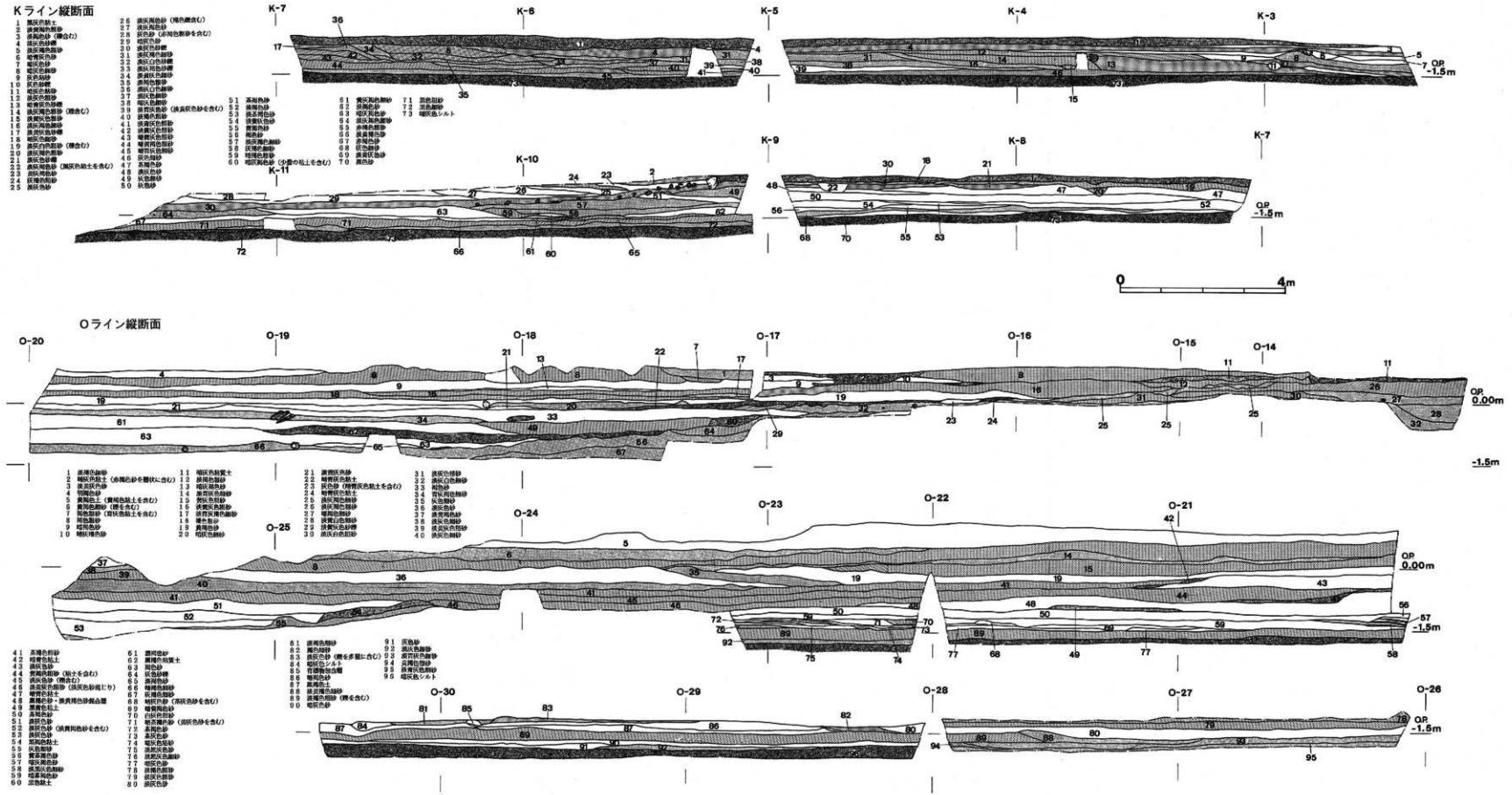
第11図 土層断面図(1)



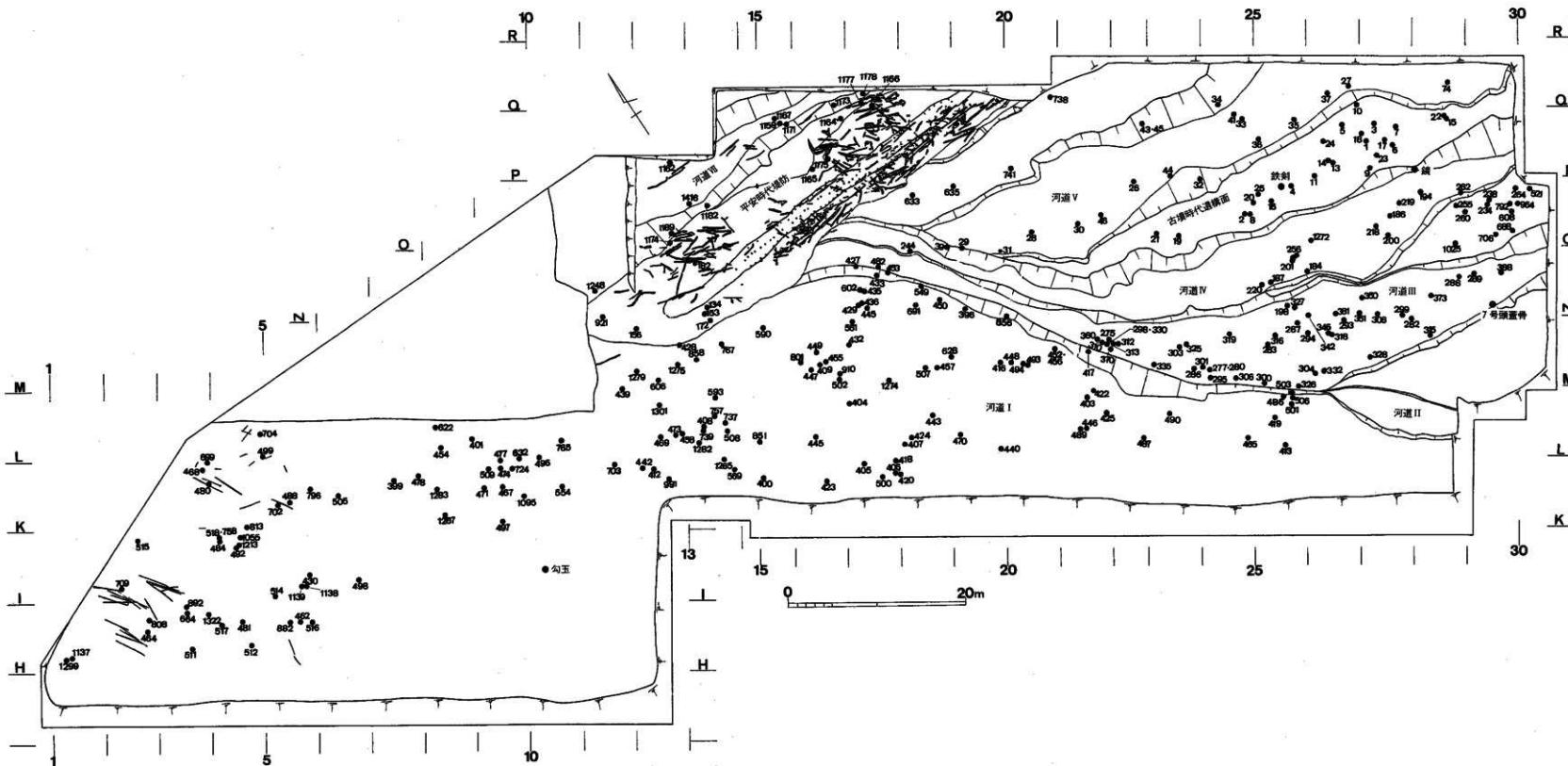
第12図 土層断面図(2)



第13図 土層断面図(3)



第14図 土層断面図(4)



第15図 遺物出土地点図

2. 三国川開削期以前の遺構

(a) 古墳時代遺構面

古墳時代遺構面は南側を河道IVで、北側を河道Vで挟まれた東西に細長い平坦面である。中軸の方位は、N78°Wである。南北最大幅はG5付近で約8.6m、南北最小幅はG3付近で約2m、東西検出長約60mを測り、西端は河道IVに削られて先細りの形状を呈している。遺構面は主に暗灰色細砂層で構成されており、やや堅緻である。遺構面の高さは標高約-1m~-0.8mを測り、ほぼフラットである。

遺構面を精査した結果、G5-D区の西端で長径（南北）0.7m、短径（東西）0.45m、深さ0.06mの平面橢円形の土坑状のものが検出された。土坑内底は緩やかなすり鉢状を呈し、堆積土は黒灰色粘土をブロック状に含んだ黒灰色シルトで、土師器（布留式）甕の体部・口縁部細片が数点出土した。土坑の形状は整っておらず、深さも浅く、出土土器も細片で磨滅したものであることから人為的なものとは断定できなかった。

これ以外には上面には顕著な遺構は検出されなかつたが、G3-C区、G5-C・D区、G8-A・B・D区の遺構面で古墳時代の土器が良好な状態で検出された。土器の出土状況は特に集中することなく散在する状況で、出土位置に器種別の偏りや規則性は認められない。しかし、個々の土器は完形に近いものが多く、磨滅痕が少ないなど遺存状況が良好なことから遠方から流されたものではないと考えられる。ただし、土器以外に自然木の枝木などが遊離した状態で散在して出土していることからある程度の水流があったことは否定できない。

遺構面出土土器は調査個数（土器の種別・器種・部位・時期等の判別可能な完形品及び破片の数）138点を数え、弥生土器と土師器で構成される。時期別にみると弥生土器0.7%、土師器99.3%で古墳時代の土師器（布留式土器）が圧倒的に多い。土師器の器種の割合は甕が最も多い。甕の中には、稀な例として外面体部（肩部）に記号状のヘラ描きが認められるものがある。他に壺、高杯、鉢があり、通常の集落遺跡出土土器でみられる様相である。出土土器の中に初期須恵器は含まれておらず、布留式後半期の初期須恵器が含まれる直前段階の土器と考えられる。土器は河道V下層出土土器に器種構成と時期が類似していることから、古墳時代遺構面は河道Vが機能していた時期の生活面と考えられる。

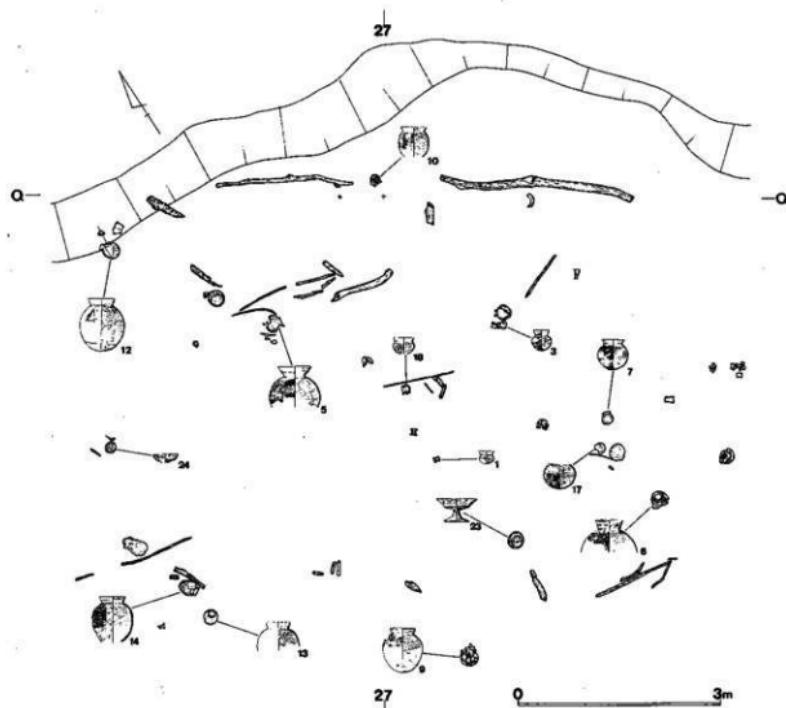
土器以外の出土遺物で注目されるものとして鉄剣が挙げられる。鉄剣はG8-A区北端、遺構面の直上で遺構に伴わず、単独に出土し、古墳時代のものと考えられる。剣先を東側、N73°Eに向け、ほぼ水平な状態にあった。鉄剣の遺存状況は、鉄の地金本体は多くが流失し良好とはいえないが、外形輪郭は鏽と砂礫に覆われながらも柄部と剣身部が識別でき、比較的姿を止めている。長さ約80cm、幅約3.5cmを測る。こうした鉄刀剣類は一般には古墳の副葬品とされることがほとんどであり、古墳時代の通常の集落遺跡で検出されることは極めて少なく、類似例として五反島遺跡の南東方約1.8kmに所在する崇禪寺遺跡出土の鉄製素環頭大刀（把部）が挙げられるにすぎない。五反島遺跡出土鉄剣は古墳時代集落の性格の一端を示唆する重要な資料と考えられる。

(b) 河道V

河道Vは古墳時代遺構面の北側に位置し、幅10.8~11.4m、深さ0.5~1m、検出長約57mを測る。方位はN87.5°Wではほぼ東西方向である。左岸側のG 3~G 5にかけてと右岸側のG 3付近で弱いS字状にうねっているが、他はほぼ東から西へ直線状に走行し、西端は河道IVによって斜めに削られ途切れる。右岸は標高-0.5m前後、左岸は標高-0.9~-1mで左岸の方が約0.4~-0.5m低い。河の横断面の形状は弱いU字形を呈し、河底は平坦である。河底の標高は東端で-1.6m、西端で-1mを測り、西に向かうにしたがって徐々に浅くなる。

G 8の右岸河底付近で長さ約2.4m、厚さ0.1mの流木が河流の方向に一致した状態で検出され、その周囲には長さ0.2~0.7mの自然木が7点認められたが、これらは遊離した状態にあり、護岸施設や堰等の遺構とは考えられない。その他にも河道Vに関連した遺構は検出されなかつた。

河道Vの堆積層は概して上下2層に分かれる。下層は灰色細砂を主体とした砂層で構成され



第16図 古墳時代遺構面遺物出土状況図

る。下層出土遺物は弥生土器、土師器（布留式）、韓式系土器等の土器のみで構成される。時期別にみると調査個数440点のうち弥生土器1.1%、土師器98.9%で古墳時代の土師器（布留式土器）が圧倒的に多く、ほぼ古墳時代の土師器の単純な層からなる。土師器は壺、甕、高杯、鉢、甕等の器種があり、韓式系土器は1点のみで軟質土器の壺（完形）が認められた。時期的には小型丸底壺及び甕の形態と特徴から布留後半期で須恵器出現の直前段階のものと判断される。先述のとおり、古墳時代遺構面出土土器に器種構成と時期が類似しており、古墳時代遺構面と密接な関係があるものと思われる。

上層は暗灰色粘土塊を含んだ軟質の砂を主体とする。特にG 3～5付近では0.7～1m大の暗灰色粘土塊を含んだ状況がみられ、人為的なものか自然堆積かは判然としない。上層の出土遺物は古墳時代の土師器、須恵器を主体としているものの、奈良時代の土器を少量含んでおり、やや搅乱を受けている状況である。出土遺物は土器のみで、土師器、須恵器、韓式系土器、陶質土器、製塩土器である。時期別にみると調査個数1,075点のうち弥生時代0.6%、古墳時代95.1%、奈良前期1.8%、奈良後期1.7%などである。古墳時代の土器が圧倒的に多い。土師器は壺、甕、高杯、鉢、台付鉢等の器種があり、東海系の甕脚台部がみられる。須恵器は杯類（蓋・身）が多く、他に高杯、甕、甕がある。韓式系土器は軟質土器の壺1点、鉢4点、陶質土器は蓋1点など顕著に認められる。上層が若干搅乱を受けているものの、河道Ⅳは本遺跡では唯一の古墳時代の遺構といえるものである。

3. 三国川開削期以降の遺構

(a) 河道I～IV・VII

<河道IV>

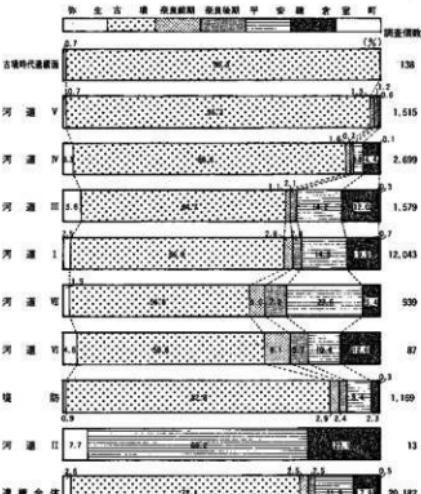
河道IVは古墳時代遺構面の南側に位置する。幅5.7～9.1m、深さ0.5～1m、検出長約80mを測り、東から西方向への流れである。全体としては南側に緩やかに張り出す弓状を呈しており、G13付近で向きを北に変え、西端は緩やかに堤防に取り付く。河道IVの東半部の方位はN 79° Wである。右岸側の肩部は不規則な間隔で細かく蛇行し、左岸側の肩部はG 3・4で、やや屈曲し西へ伸び、G 7-D区より西側では河道IIIによって削られ、特にG13より西側では幅約3mほどしか遺存しない。右岸の標高は約-0.8～-1m、左岸は標高-1.4～-1.5mで左岸の方がかなり低い。河の横断面の形状は緩やかなU字形を呈し、河底は平坦である。河底の標高は東端で-1.8m、G13-A区付近で-1.5mを測り、西に向かうにしたがって徐々に浅くなる。G10-D区、河道IVの河底で柱跡とそれに関連すると思われる土坑が検出された。詳細については後述する。これ以外には明確な遺構は検出されなかった。遺構の重複状況とレベルからみて歴史時代の河道では最も古いものである。

河道IVの堆積層は砂層を主体に数層に分かれるが、河底付近（暗灰色細砂層等）を河道IV下層とし、これより上層は河道IV上層とした。

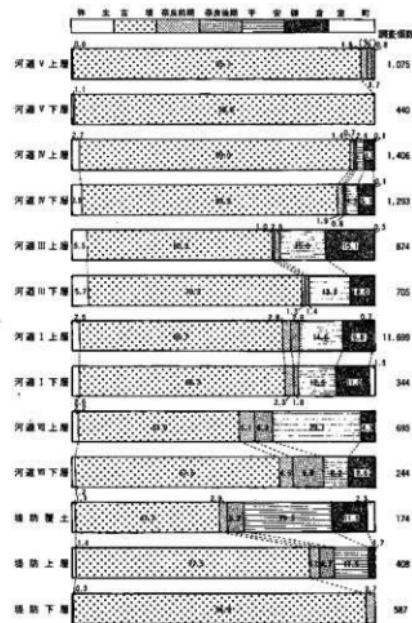
河道IVの出土遺物は土器、磁器、瓦、土製品、鉄器、鏡が認められた。

土器は弥生土器、土師器、須恵器、黒色土器、瓦器、製塙土器がある。土器の調査個数2,699点を時期別にみると86.6%が古墳時代で最も多く、その他は弥生時代3.3%、奈良前期1.6%、奈良後期0.7%、平安時代3.3%、鎌倉時代4.4%、室町時代0.1%の割合である。弥生土器は壺、甕であり、古墳時代の土師器は壺、甕、高杯、椀で、須恵器は杯（蓋・身）、壺（短頸壺、横瓶）、甕である。土師器の中に他地域からの搬入土器（山陽系の甕、東海系の甕）が認められる。下層で出土した須恵器の甕は口縁部が破碎され、上部の口及び腹部の注口部の両方に木製の栓がされている珍しい例である。歴史時代の遺物は土師器（甕、皿、高杯、椀）、須恵器（杯、壺、鉢、捏鉢）、黒色土器（椀）、瓦器（椀）、磁器（白磁椀、青磁椀）、土製品（竈、土鍤）、鉄器（斧、鎌、鎌）、銅鏡がある。竈は銅鏡出土地の隣接地（G 5-A区）で破片は最も多く集中して出土した。大型の移動式のもので付け底系のタイプの異なるものが出土した。鉄器のうち鉄鎌は雁股式のもので木質部も一部遺存している。鉄斧は木質部の一部が残るもので手斧と思われる。鎌は柄部との取り付けが直角になるタイプで、柄も完存する好資料である。

鏡はいわゆる唐式鏡で、左約1/3に割れがあるものの完形に復元できる円鏡である。河道IVの右岸から南へ約1m、肩部の約0.5m下（OP-1.3m付近）で引っ掛かるようにほぼ直立し、鏡面を岸側に、鏡背を河流に向かた状況で出土し



第17図 出土土器遺構別時期分布(1)



第18図 出土土器遺構別時期分布(2)

た。鏡の出土地点は特に顯著な施設等は認められず、すでに人力による掘削が進行しつつあつたが、鏡出土土地周囲に残る黒灰色粘土の状況と、鏡面には黒灰色粘土、鏡背には淡黄白色砂層が付着していたことなどから、鏡は河道IVの落ち際付近に堆積した黒灰色粘土層に落下して深く埋没し、その後河の流れに洗われて粘土層が失われ、ちょうど鏡の直立している部分を境にして鏡背側が砂層に置き換わったものと考えられる。したがって、鏡は河に落下してから長期間移動しておらず、原位置を保っていると判断される。その他、自然遺物として人骨、獸骨、貝殻が出土した。人骨は大腿骨及び頭蓋骨の一部の出土である。獸骨はウマ、ウシ、シカ、イノシシの一部分が散在した状況で出土した。

<河道III>

河道IIIは河道IVの南側に位置する。幅5.7～11.4m、深さ約0.6m、検出長約80mを測り、東から西方向への流れである。河道IVと同様に南側に緩やかに張り出す弓状を呈し、G 10付近で向きを北西に変え、西端は緩やかに堤防に取り付く。右岸側の肩部は緩やかに蛇行し、G 7付近以西で河道IVを削っている。左岸側の肩部は東端よりG 4まで直線状に伸び、ここから以西は河道Iにより削られている。特にG 13以西では幅約2mほどしか遺存しない。右岸の標高は約-1.4m、左岸は標高-1.5～-1.7mで左岸の方が少し低い。河の横断面の形状は緩やかなU字形を呈し、河底は平坦である。河底の標高は東端で-1.7m、G 10-A区付近で-2.1mを測り、河道IVと異なり、西に向かうにしたがって深くなる。

河道IIIの出土遺物は土器、瓦、土製品、木器、鉄器が認められた。

土器は弥生土器、土師器、須恵器、黒色土器、瓦器、製塙土器がある。土器の調査個数1,579点を時期別にみると弥生時代5.6%、古墳時代64.7%、奈良前期1.1%、奈良後期2.1%、平安時代14.2%、鎌倉時代12.0%、室町時代0.3%で古墳時代が最も多い。弥生土器は壺、甕があり、古墳時代の土師器は壺、甕、高杯、碗で、須恵器は壺、平瓶、甕、高杯である。歴史時代の遺物は土師器（甕、皿、杯、鉢、碗、瓶）、須恵器（杯、鉢）、黒色土器（碗）、瓦器（碗）、土製品（竈、土錘）、鉄器（鎌）がある。竈は移動式の大型のもので、ほぼ完形に復元できる付け庇系の竈が出土した。鉄鎌は刃の一部と柄の一部が遺存し、刃は柄には鈍角で止めるタイプである。

自然遺物としては人骨、獸骨、貝殻がある。人骨はG 2で頭蓋骨（完存）の他、数点認められた。獸骨はウマ、ウシが出土したが、量的には少ない。

<河道II>

河道IIは調査区の東端で西に流れる河の右岸を検出したに過ぎない。現存長は約16m、現存幅約4mである。出土遺物は弥生時代～中世までの土器細片13点が認められたのみである。

<河道I>

河道Iは調査区の南側約半分近くを占める。河道II～IVを削るように西に向かって流れ、西端で堤防に取り付く。幅30m以上、検出長約170mを測り、左岸は調査区域内では検出されなかった。河底の標高は東端で-1.9m、G 21-D区で-1.9m、西端のG 34-A区で-2.1mを

測り、G34付近が最も深くなるが、概して河底は平坦である。調査区の西端付近の河底で5群に分かれる横木と杭を組み合わせた木組遺構が検出された。詳細については後述する。

河道Iは河道群の中では最も厚い砂の堆積があり、堆積状況を把握しやすい。河の流れの方向は、斜交葉理（水の流れの中で堆積した砂層にみられる斜めの筋）が傾斜した方向に一致するため、これにより流れの方向が把握できる。河道I内の東西縦断面の土層断面をみると斜交葉理は確認できる部分はすべて西側へ急角度に傾斜しているので、河の流れは東から西方向であるのは確実である。次に南北横断面をみると、概して斜交葉理は北へ傾くことが多くみられ、河中に流れる砂が河の中央付近から北側に向かって堆積したものと思われるが、一部に逆の方向のものも認められることから、より複雑な堆積もあったことがわかる。調査区の西端に近い5ラインの南端では、土層にずれが生じ、3ブロックに分割された状況が確認された。これは人為的なものではなく、自然の断層か地滑りとみられる。

河道Iの堆積層は細砂・中砂・粗砂等の砂層を主体に数多くの層に分かれ、河底のベースは暗灰色シルト層である。河底付近の砂層を河道I下層とし、これより上層は河道I上層とした。また、河道II～IVが埋没して後に平安時代の堤防南側一帯に堆積した層も河道I上層として把握した。

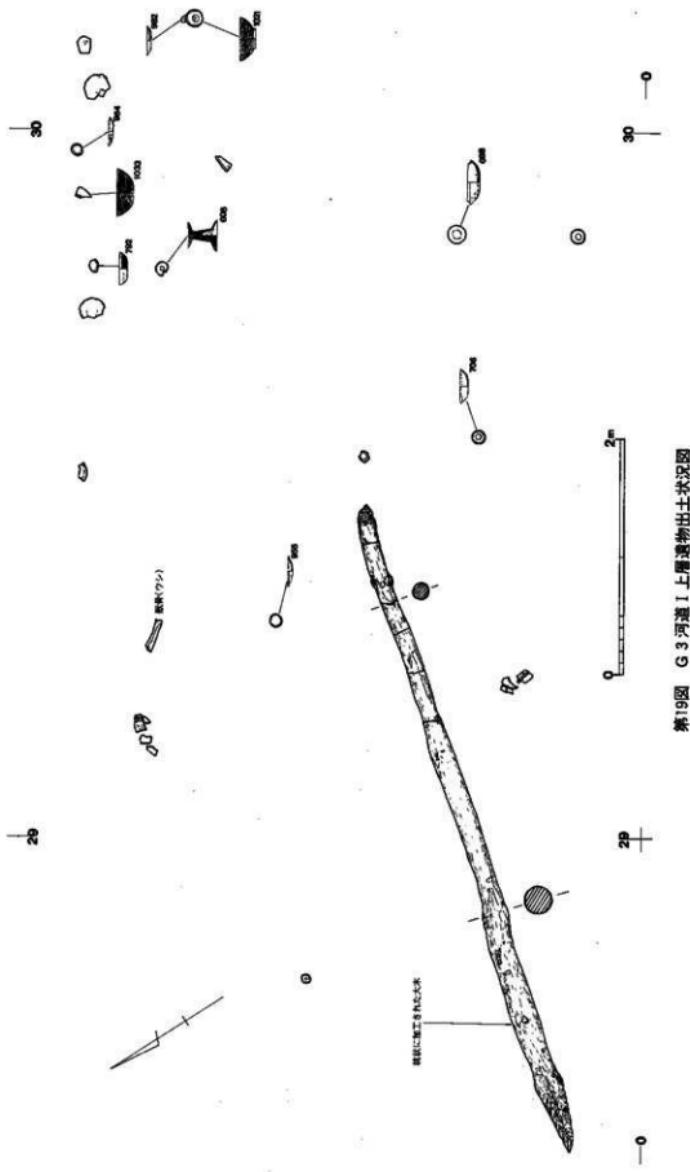
河道Iの出土遺物は土器、瓦、土製品、木器、鉄器、玉類等が認められた。

土器は遺構の出土土器中で最も多く、弥生土器、土師器、須恵器、韓式系土器、黒色土器、瓦器、製塙土器がある。土器の調査個数12,043点を時期別にみると弥生時代2.5%、古墳時代66.8%、奈良前期2.8%、奈良後期2.8%、平安時代14.5%、鎌倉時代9.9%、室町時代0.7%で古墳時代が最も多いが、河道IV・IIIに比べ、歴史時代の土器の割合が高くなる。

弥生土器は壺、甕、高杯、鉢がある。古墳時代の土師器は壺、甕、高杯、器台、鉢、椀、羽釜で、須恵器は杯（蓋、身）、壺、横瓶、提瓶、甕、甕、高杯である。韓式系土器は軟質土器鉢・甕がある。古墳時代の土器では、東海・山陽・山陰等の他地域からの搬入土器、韓式系土器が顕著にみられるなどの特徴がある。須恵器は少量の初期須恵器があり、これより以降は古墳時代末まで継続してみられる。5世紀後半以降は吹田須恵器窯跡群で生産された多くの須恵器が認められる。7世紀初め頃の須恵器甕の口縁内側に「大有」とヘラ書きされたものがあり、文字資料として注目される。古墳時代の特殊な遺物としては下層出土のやや大型のメノウ製勾玉（第2次試掘調査時出土）がある。

歴史時代の遺物は土師器（甕、皿、杯、鉢、椀、瓶）、須恵器（杯、鉢、提瓶）、綠釉陶器（皿）、黒色土器（椀）、瓦器（椀）、磁器（白磁椀、青磁椀）、瓦、土製品（甕、土鍤）、木器（櫂、箸、陽物、笊塔婆）、鉄器（鎌、鎌、刀子、ルツボ、斧、壺鑓、鋤）など多種多様な遺物がある。

歴史時代の土器では土師器に瀬戸内地方の椀・杯・皿などの土器が含まれ、須恵器に東播磨地方の鉢・杯など含まれている等、西の方からの土器の流入が顕著である。また、「官」「大夕」「豊」「栗家」「田中」などが書かれた墨書き器、土師器甕の腹部に人物の顔が2面描かれた人



第19圖 G3河邊I上層遺物出土狀況圖

面墨書土器が特異な存在である。瓦は下層で平瓦の完形品が出土したほか、凸面に格子目タタキのみられる平瓦片等の奈良時代～中世の時期のものが認められた。土製品の甕は、河道内では散在して出土し、大型のタイプの異なるものが多く、産地、時期の異なるものも含んでいるようである。また、ミニチュアの甕・瓶が1点ずつある。鉄器は様々のものがあり、鎌・鎌・刀子・鋤は、通常土中に腐朽する木質部と金属部が遺存するという極めて珍しい例である。鎌は大型品が多く、河道に散在して10数点出土した。雁股式が5点でそのうちに鏑矢が2点含まれる。他は柳葉式で猪目透しの入ったものがある。鎌は全般的に装飾性が豊かで儀仗用とみられる。壺鑓は単体の出土であるが、鉄地に黒漆を塗布した極めて優秀な馬具である。木器は祭祀遺物とされる陽物が1点の他、櫂（あるいは櫂か）が出土した。櫂はG31-A区ではほぼ水平な状態で出土した完形品である。河と舟の密接なつながりを示唆する遺物である。笛塔婆は4点散在して出土した。笛塔婆は仏教儀礼や供養の際に用いられるもので、そのうち1点には享禄元（1528）年の紀年銘がある。笛塔婆によって16世紀前半頃には周辺の河辺で塔婆を使用する仏教儀礼が行われたことがわかるとともに、五反島遺跡の下限の時期を知ることができる。

また、G3-A・B区の河道I上層では砂層中に水平に横たわった状態で、加工木が出土した。長さ5.77m、径0.15～0.23mを測る湾曲の少ない大木が全体に枝払いが施され、先端は杭状加工がされて尖っている。先端の方位はN74°Wである。大型杭と考えられることから橋脚材の一部である可能性がある。

自然遺物としては人骨、獸骨、貝殻がある。人骨は河道群の中では最も多く出土し、河道Iの広範囲に散在して検出された。頭蓋骨、下顎骨、大腿骨などがある。獸骨も遺構の中では最も多く出土した。河道I内でかなり広範囲に出土し、散在する状況であるが、西側の方がやや多い傾向にある。獸骨の種類はウマ、ウシ、シカ、イノシシ、ウシサワラがあるが、ウマ・ウシの合計数が大部分を占める。

〈河道VII〉

河道VIIは堤防の北側に位置する。堤防に隔てられた東から西に向かう流れであることから、神崎川の本流とは別の流れと判断される。調査区の北端で部分的な検出で、幅8.5m以上、検出長約23mを測る。河底の標高は東端で-1.9m、西端で-1.6mを測り、西側の方が高い。河底の断面は弱いU字状を呈し、河底は概して平坦である。河底には堤防から遊離したと思われる杭、横木などの木材が出土し、堤防の機能した時期と同一時期のものと考えられる。

河道VIIの堆積層は細砂・粗砂等の砂層を主体に数層あり、河底付近の砂層を河道VII下層とし、これより上層は河道VII上層とした。

河道VIIの出土遺物は土器、瓦、土製品、木器、鉄器等が認められた。

土器は弥生土器、土師器、須恵器、瓦器、製塙土器がある。土器の調査個数939点を時期別にみると弥生時代1.9%、古墳時代56.8%、奈良前期5.0%、奈良後期7.2%、平安時代23.6%、鎌倉時代5.4%である。古墳時代が過半数を占めるが、河道Iの時期別の構成と比べると歴史

時代、特に平安時代土器の割合が多い。

弥生土器は壺、甕等であり、古墳時代の土師器は壺、甕、鉢、碗で、須恵器は杯（蓋、身）、壺、碗である。

歴史時代の遺物は土師器（皿、杯、鉢、碗、瓶、羽釜）、須恵器（杯、鉢、平瓶）、土製品（竈、土錘、靖壺）、木器（下駄）、鉄器（鎌）などがある。歴史時代の土器では「繩家」「田中家」などが書かれた墨書き土器がある。竈はやや多くの出土が認められたが、細片が多い。靖壺は土師質の破片で唯一の出土である。鉄器は鎌が3点出土したものの、刃先部や柄部のみのものが多く遺存状況は良くない。その他、自然遺物として人骨、獸骨、貝殻がある。人骨は頭蓋骨、脛骨等少量出土した。獸骨はウマ、ウシ、イヌ、イルカがある。イヌの出土は顕著であり、イルカは河道VIIのみの出土である。

(b) 河道VI

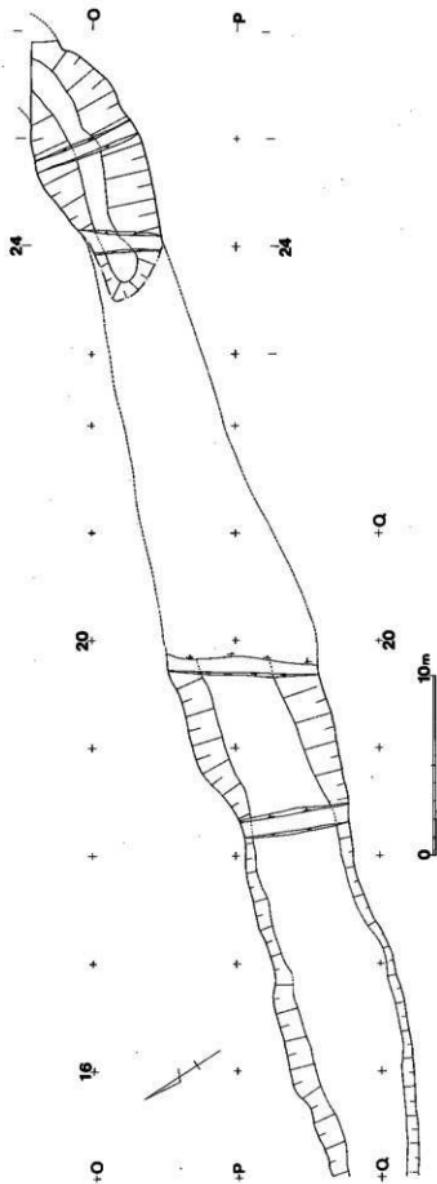
河道VIは河道I～V・VIIと堤防が河の堆積作用により埋没した後の室町時代に形成された歴史時代の中でも最も新しい遺構で、砂層をベースとしている。方位はN73°Wで直線状に西に伸び、東から西に流れる。幅5.8～8.0m、深さ約1.2mで延長65mにわたって断続的に確認された。右岸・左岸ともに標高+0.8m前後、河の横断面の形状は弱いU字形を呈し、河底は丸みを持っている。河底の標高は-0.6m前後である。河道VIの堆積層は粘土層が主体で、わずかに粘土層の間層に砂層が入っている状況から、水流があまりなく、濁んだ状態であったことが推測される。

出土遺物は全般的に少なく、弥生土器、土師器（高杯、杯）、瓦器（碗）、瓦質土器（火鉢）、漆器（碗）等がある。土器を時期別にみると調査個数87点のうち弥生土器4.6%、古墳時代58.6%、奈良前期8.1%、奈良後期5.7%、平安時代10.4%、鎌倉時代12.6%の割合である。調査個数は少ないが、歴史時代の土器の割合が他の遺構に比べかなり高くなっている。遺物で顕著なのは漆器（碗）で9点出土した。黒漆の地に朱漆で鶴や円形文、菱形文など描かれたものがある。その他、瓦質の火鉢は当地周辺では出土例が少ないものである。自然遺物は出土しなかった。

<溜め池>

G26-C区、標高+0.7mの地点で検出された近・現代の遺構である。東西約7.5m、南北検出長9mを測る平面橢円形を呈し、底部は摺鉢状にくぼみ、深さ約1.7mである。堆積層は黒色・暗灰色粘土層等の粘土層を主体とし、間に砂層を含む。出土遺物は陶器、木器（曲物）等出土したが、少量であった。

第20圖 河道 VI 平面圖



(c) 堤 防

(1) 概 要

調査区の中央北半部、調査区の基準ラインでは東西は11ラインからほぼ21ラインにかけて、南北は調査区北端部からほぼNラインにかけて堤防を確認した。堤防の調査に当たっては調査区の基準ラインとは別に堤防の主軸方向に合わせた基準ラインを設定しており、堤防の報告についてはこの基準ラインを用いる（第23図）。

河道跡との位置関係では東から西に走行してきた河道Ⅶと東南から北西に走行してきた河道I・III・IVが合流する地点に当たる。主軸方位をN-86°-Eとほぼ東西方向にとり、堤防北側の河道Ⅶの走行方向とはほぼ一致するが、南側の河道I・III・IVは東南から南西方向に走行してきた河道の北岸がW18.0m前後からW26.0m前後で堤防に取り付く。そのため、堤防南側については河道IVではW18.0m以西が、河道IIIではW21.0m以西が、河道IではW26.0m以西が河道流路内に突出する状況で、それ以東については常に流水に曝される状況ではなく、高水敷と考えられる。

規模は調査範囲で延長約54mにわたって確認し、堤防天端の馬踏は幅1.6~2.4m、下端の堤防敷は幅8.96~12.16m、堤高は南側で0.6m~1.6m、北側で1.6m~2.0mである。また、堤防馬踏と河床との比高差はW13mで、南側の河道Iでは1.9~2.3m、北側の河道Ⅶでは2.0mである。

形態は断面形はほぼ台形状をなすが、馬踏と堤防敷との状況をみると堤防敷は北側の方が南側より若干幅広くなっている、馬踏は堤防断面全体からみるとやや南側に偏している。平面形は調査区の東端部から堤防敷の幅が流失等のために部分的に異なるがほぼ直線的に伸び、堤防基準ラインのW38.0m付近から三角形状の形態となり、馬踏についても東から西に向かってほぼ直線的に伸び、W39.0m付近ではほぼ収束し、後は西に向かって緩やかに傾斜していく。調査範囲の西端部が堤防全体の先端部近くと考えられ、堤防敷の南側及び北側の延長から考えるとあと2.5m程で先端部にいたるものと考えられる。

馬踏には堤防主軸に直交する形で3列に杭が打ち込まれており、南側の法面上端近くにも1列、杭列が確認された。また、両法面には横木状の材が多数確認されている。また、先端部近くでは一部で樹葉と粘土やシルト層を重ね合わせて堤体を覆った状況が認められた。



第21図 河道・堤防横断面図 (W13m)

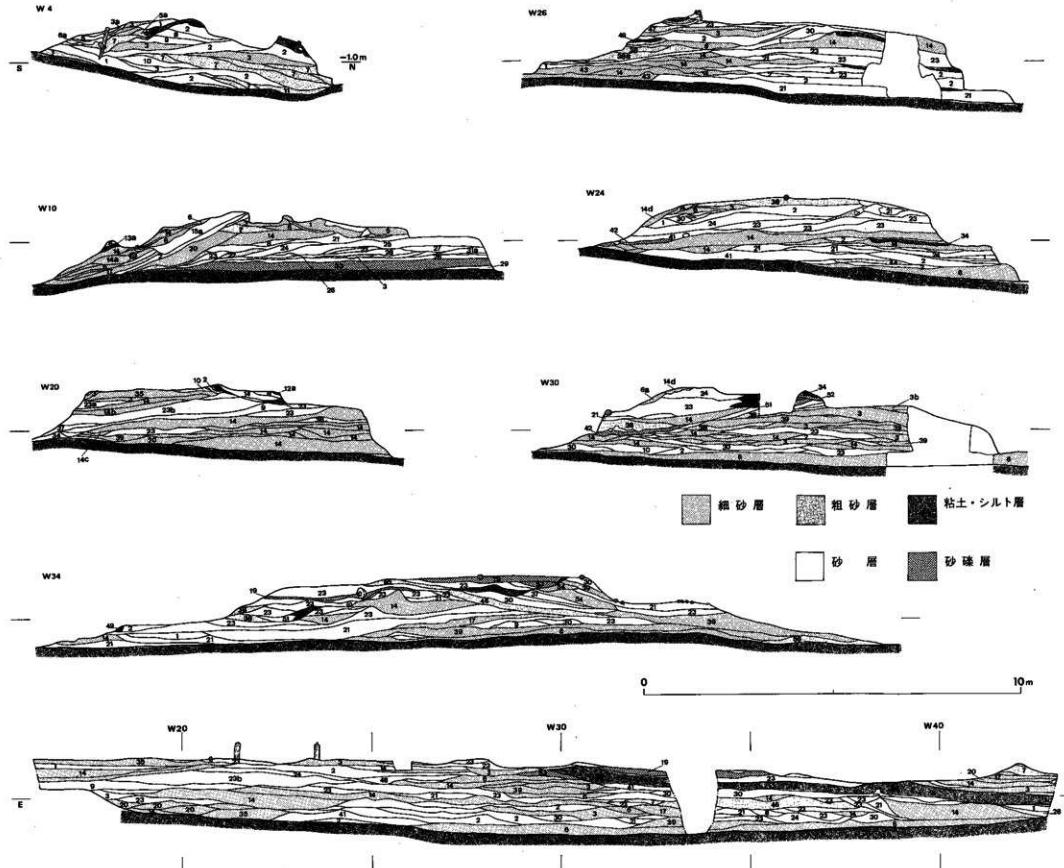
(2) 構造

a. 堤体

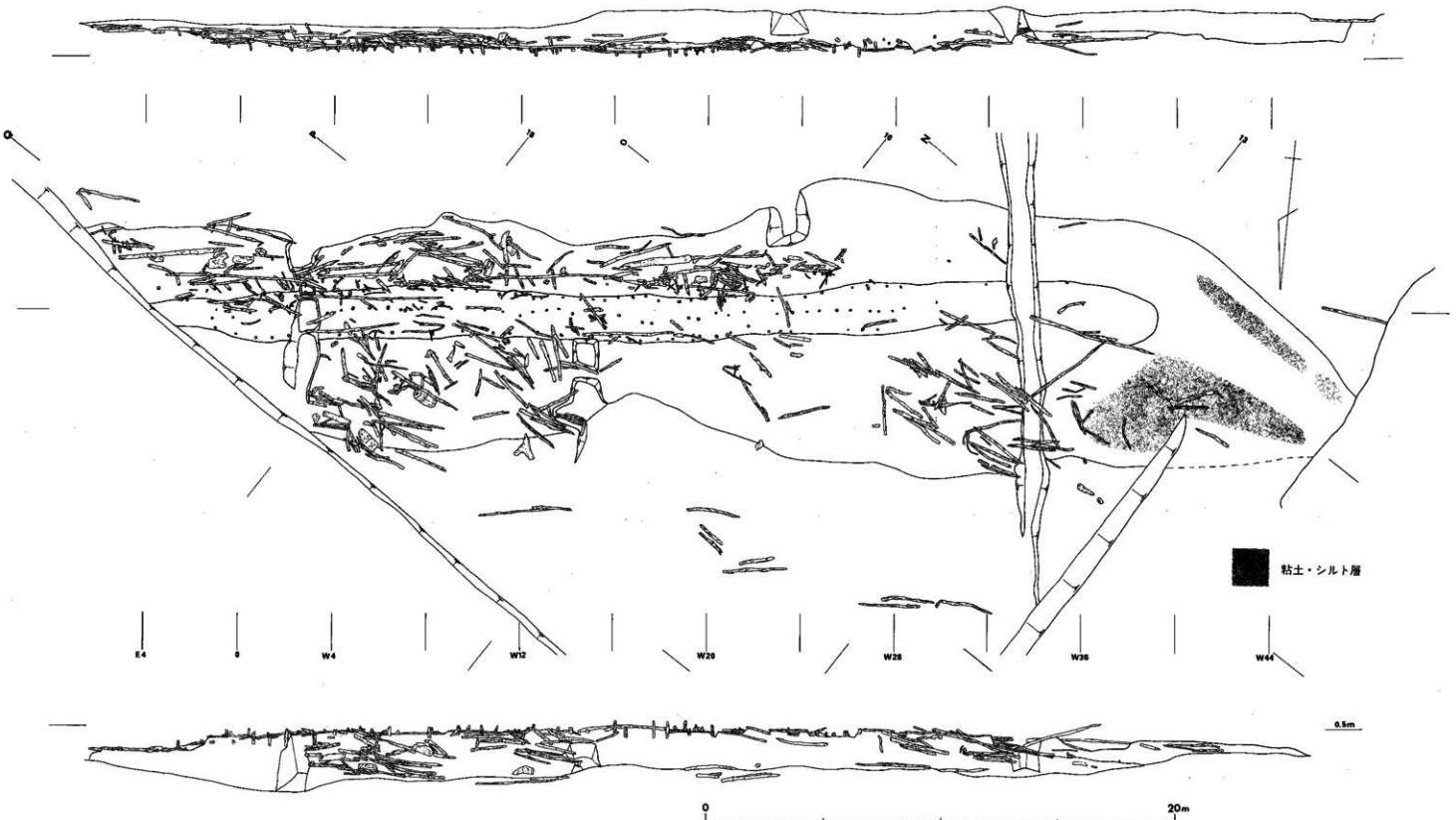
堤体の断面をみると、堤体は河床と同様の黒灰色粘土ないしは暗灰色シルト層を基底面とし、その上層に層厚10~40cm前後の細砂層、砂層、粗砂層を主とし、部分的に粘土及びシルト層や砂礫層の堆積が認められる。横断面の状況をみると、西側のW4.0mでは粗砂層と砂層が主であり、W10.0mでは最下層に砂礫層の堆積がみられるが、それから東側では砂層及び細砂層の堆積が主である。堤体の縦断面の状況からは、河道の流水方向に従って東から西に向かって砂層等が堆積していった状況がみられる。また、一部の砂層や粘土層に樹葉等の混入がみられるが、人為的に混入させたものとは考えにくい。また、多くの堆積層では斜行する葉理がみられる。堤体断面の様相からは、堤体のほとんどの堆積層は人為的な盛土を示す状況は認められず、堤体の大部分は自然堆積層と考えられる。この堤防の構築に際しては東から西に走行してきた河道Ⅶと東南から北西に走行してきた河道Ⅰ・Ⅲ・Ⅳが合流する地点に形成された微高地状の自然堆積を利用したものと考えられる。

土層NO.	土層名	備考	土層NO.	土層名	備考
1	淡褐色砂		24	黃色砂	
2	淡灰色砂		25	淡黒灰色砂質土	
3	淡灰色細砂		26	灰色シルト	
3a	淡灰色細砂	樹葉等混	27	黒褐色砂質土	
3b	淡灰色細砂	黑色礫混	28	暗褐色砂質土	
4	暗灰色粘質土		29	暗灰色砂質土	
5	淡黃灰色細砂		30	褐色砂	
6	暗灰色細砂		31	黒褐色砂	樹葉等混
6a	暗灰色細砂	樹葉等混	32	灰色粘土	
7	淡灰色粗砂		33	黒色砂礫	
8	淡黃灰色砂		34	暗灰色シルト	
9	淡黃褐色砂		35	淡褐色細砂	
10	暗褐色砂		36	黒色粘土	樹葉等混
11	淡黃褐色粗砂		37	黃褐色砂	
12	黒灰色粘土		38	灰色粗砂	
12a	黒灰色粘土	樹葉等混	38a	灰色粗砂	黒灰色粘土混
13	黒灰色粘質土	樹葉等混	39	褐色細砂	
14	灰色細砂		40	褐色砂礫	
14a	灰色細砂	黒灰色粘土混	41	赤褐色砂	
14b	灰色細砂	灰色粘土混	42	暗褐色砂礫	粘土塊混
14c	灰色細砂	黑色粘土混	43	黃灰色細砂	
14d	灰色細砂	樹葉等混	44	褐色粗砂	
15	黑色砂質土		45	黒色粘質土	樹葉等混
15a	黑色砂質土	樹葉等混	46	淡褐色粗砂	
16	黒褐色細砂		47	褐色粗砂	
17	暗褐色細砂		48	灰色砂質土	
18	黑色細砂	樹葉等混	49	暗灰色粘土	
19	灰色砂礫		50	黒灰色シルト	
20	黃褐色細砂		51	黒灰色砂	
21	暗灰色砂	シルト混	52	淡褐色砂礫	
21a	暗灰色砂	シルト混	53	淡黃褐色砂礫	
22	暗灰色粗砂		54	淡黃褐色細砂	
23	灰色砂		55	赤灰色粗砂	
23a	灰色砂	暗灰色粘土混	56	淡黑灰色粗砂	粘土混
23b	灰色砂	灰色粘土混			

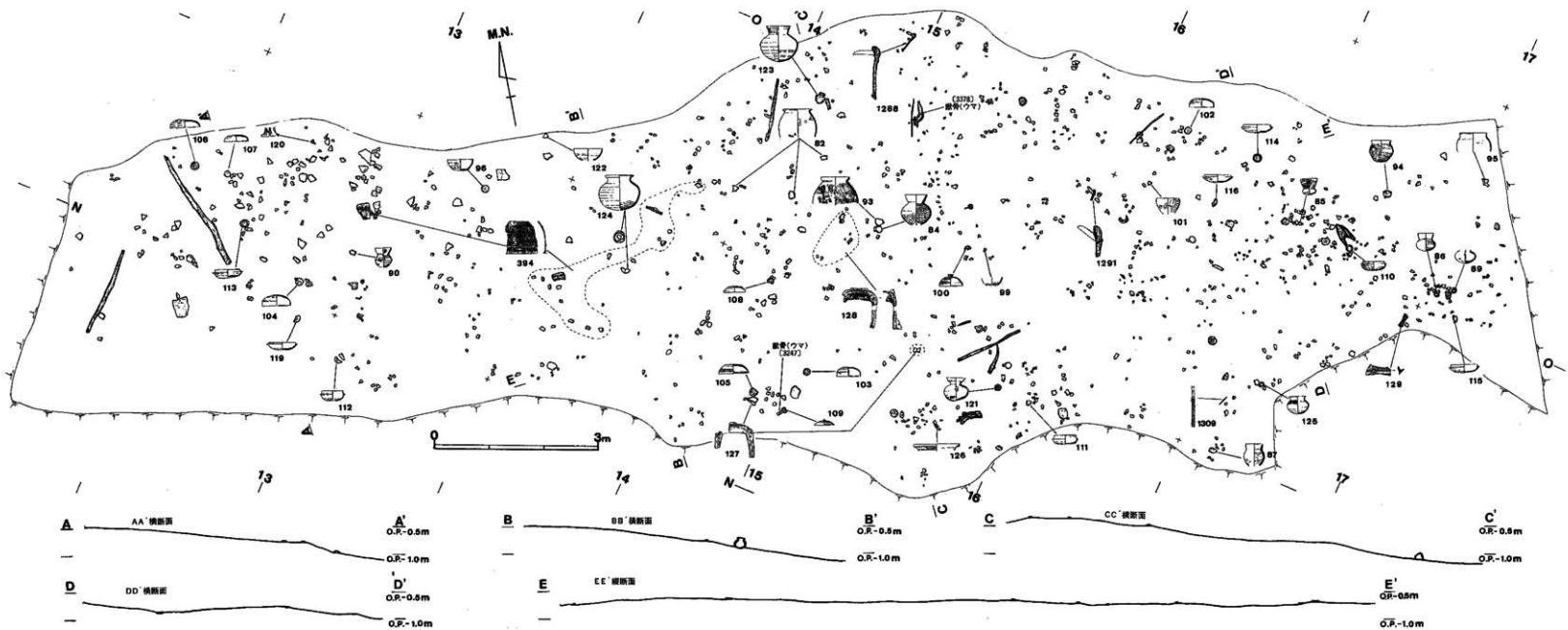
堤防断面土層名



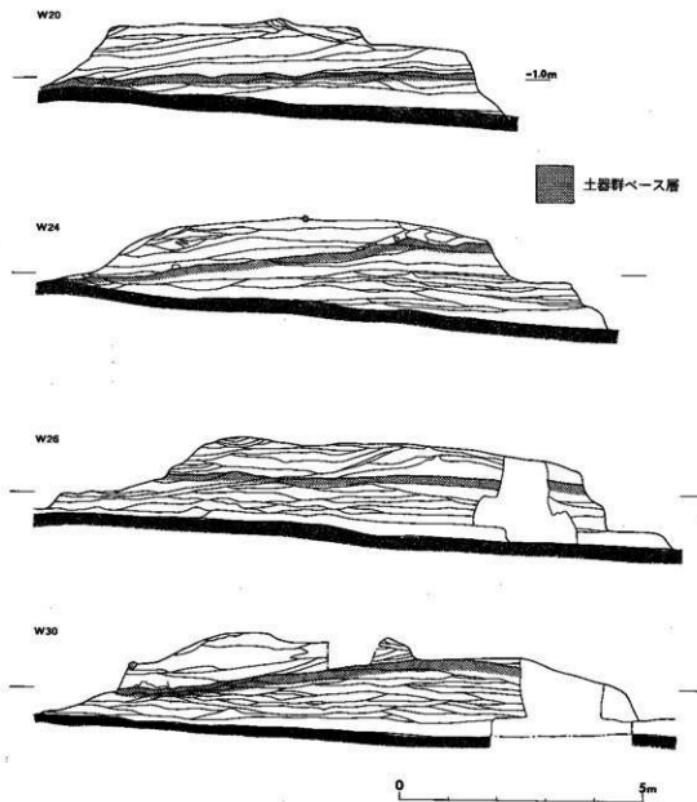
第22図 堤防断面図



第23図 堤防平面・立面図



第24図 堤防下層土器群平面・断面図



第25図 堤防部分下層土器群レベル

但し、堤防先端部付近では部分的に樹葉や小枝等が混入した粘土やシルト層が堤体表面を覆う状況がみられ、堤防構築に際しての作業と考えられる。

また、堤体堆積土内の標高-1.0m～-0.3m前後で土師器、須恵器等の遺物がまとまって出土する状況が認められた。この堤防下層の土器群は堤防下ほぼ全域に展開するものであり、主に土師器は布留式期、須恵器は初期須恵器の段階から共に7世紀中葉にかけての資料が認められる。他には弥生土器、韓式系土器、竈、製塩土器、刀子、鉄鎌等がある。遺物出土面では明確な遺構は確認されなかったが、一時期の面をなしていたものと考えられ、堤防の構築時期を考える上で、ひとつの資料となるものである。

b. 木組

堤防の馬踏及び法面はほぼ全面に木組が認められ、杭が列状に打ち込まれ、その杭に組み合せて横木が配置され、その杭及び横木の間に小枝や小材が組み込まれていたと考えられる。

馬踏には堤防主軸に直交する形で馬踏中央及び両法肩近くに3列に杭が打ち込まれおり、欠失している部分もあるが、W28.0m付近までは密に認められ、そこから先端部にかけては3本が認められるだけであるが、杭列は一応、馬踏のほぼ先端近くまで認められる。杭は斜めに打ち込まれている状況のものが若干認められるが、ほとんどのものはほぼ垂直に打ち込まれている。検出された杭の本数は北側列は33本、中央列は43本、南側列は36本の計112本が確認された。

杭間の距離をみると各杭がアットランダムに打ち込まれていることからかなりの差が認められるとともに欠失しているものもあるが、南北方向での全体の幅は1.35～2.0mであり、1.6～1.8mが多い。南側列と中央列間は0.4～1.3mであり、0.8～1.0mが多く、中央列と北側列間は0.55～1.1mであり、0.7～0.9mが多い。又、東西方向では南側杭列は0.2～1.0mであり、0.55～0.75mが多く、中央列は0.4～0.85mであり、0.55～0.7mが多く、北側列は0.35～0.9mであり、0.6～0.7mが多い。

法面では南側の法面の法肩近くで杭列が1列確認された。計10本が確認されたのみであるが、W30.0mまで確認されていることから法面についても先端近くまで打たれていたと考えられる。

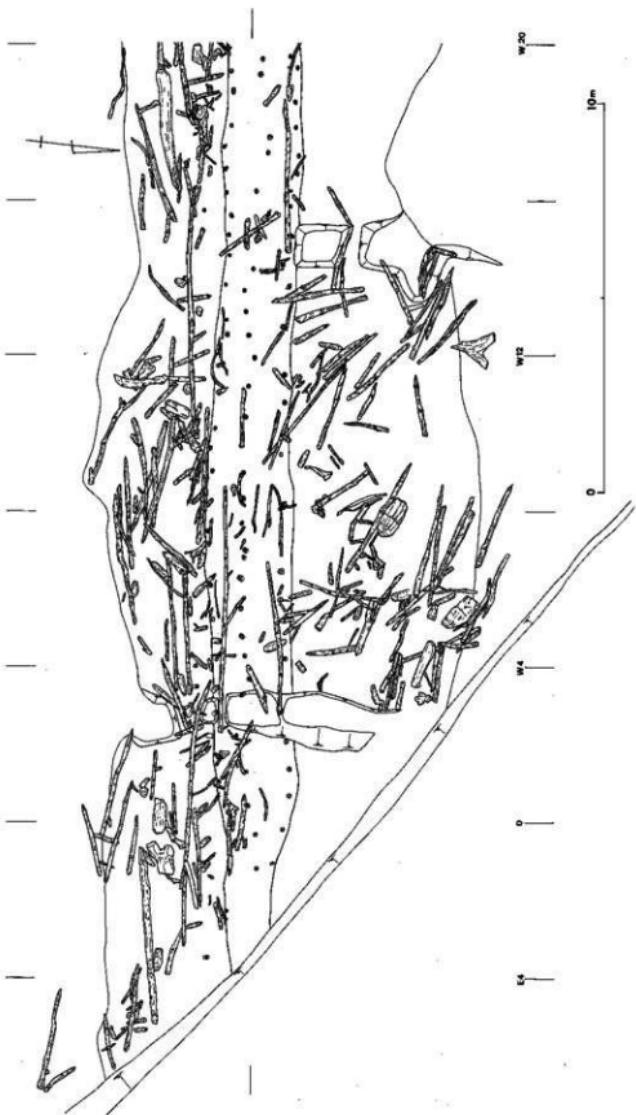
南側法面の杭は確認できる部分では馬踏南側の杭列との間隔は0.8m、東西方向では0.4～0.9mで、馬踏の杭列とはほぼ同様の間隔である。また、確認された杭の10本中7本は馬踏側へやや傾いており、斜めに打ち込まれた状況である。法面北側においては打ち込まれた杭は確認できなかった。

これらの杭に組み合わされた横木は馬踏上では南側杭列北側W2.0m～W8.5m付近にかけて長さ6.4m、太さ10cm弱のものが、北側杭列南側W2.0～W7.0m付近及びW13.5～W17.5m付近にかけて長さ約4.0m、太さ約10cm前後のものがほぼ現位置を保つと考えられる状況で確認され、法肩を意識したものかと考えられる。馬踏上で確認された他の横木と考えられるものは長さおよそ1.0～2.0mと短いもので、主軸方向に沿って検出されたものもあるが、明確に原位置を保ち、杭と組み合された状況のものは認められない。

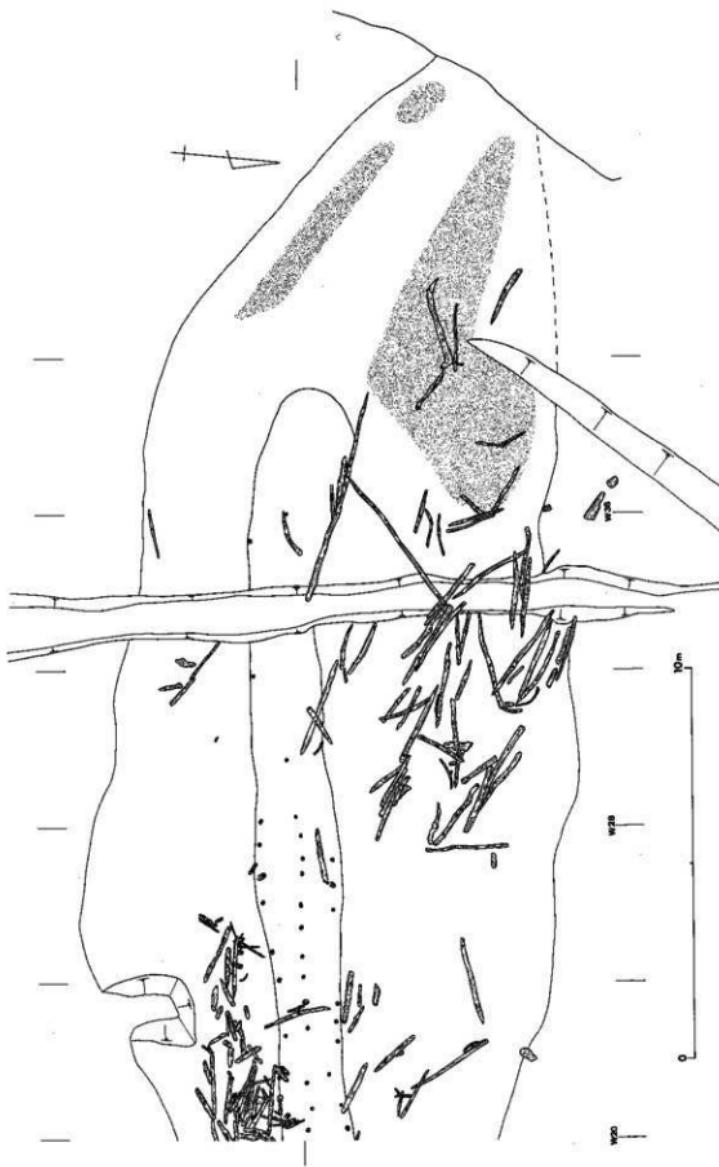
堤防南側法面では上端近くで確認された杭列にともない、一部に横木が配された状況で検出されている。また、法面上で主軸に直交するような形で長さ1.0m前後の先端を杭に加工した材が認められ、これらは杭として打ち込まれたものが法面が抉られる等によって倒れたものとも考えられるが、南側法面木組の遺存状況は比較的良好なことから、これらの材については縦木として、杭や横木と組み合わされて使用されていた可能性も考えられる。但し、これらの材を留めるための杭等は確認できなかった。

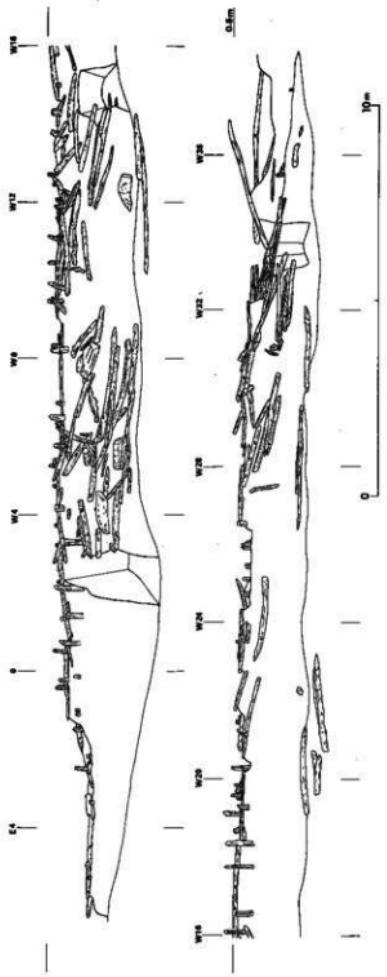
他には堤防の主軸方向に沿った形の横木が確認されており、長いものでは6.0～7.0m近いものや長さ4.5m前後で太さ20～30cmの大きな材も認められるが、長さ2.0～3.5m、太さ10cm前後のものが多い。

第26圖 堤防平面圖(1)

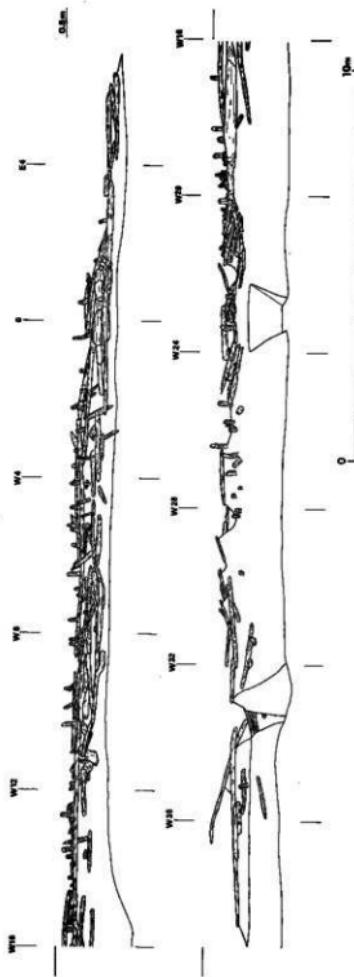


第27圖 堤防平面圖(1)

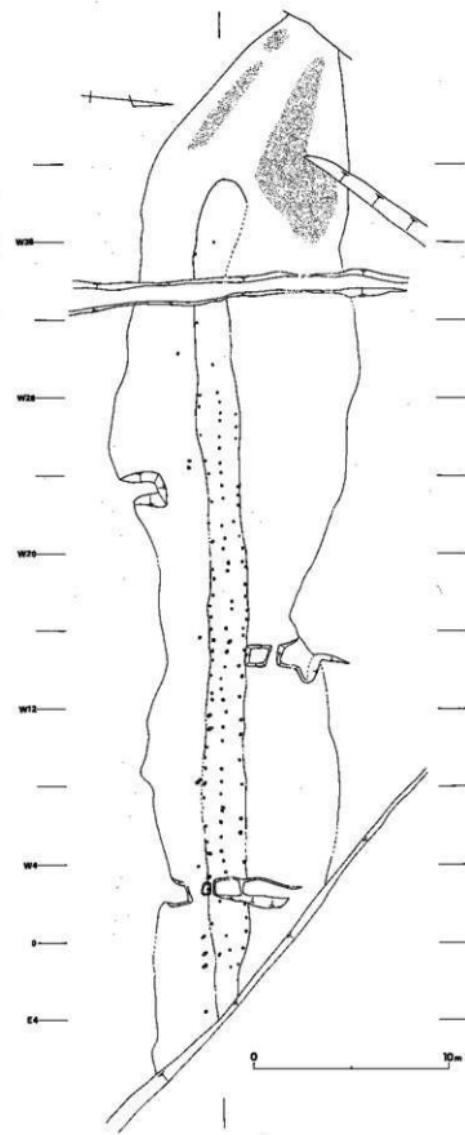




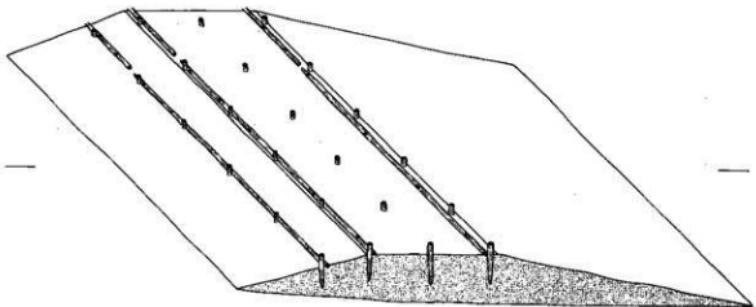
第28圖 堤防立面圖(1)



第29圖 堤防立面圖(2)



第30図 杭平面図



第31図 杭・横木現況模式図（一部推定復原）

南側法面の杭及び横木等はW27.0m付近までは非常に密集した状況で検出しているが、それより先端部側では材はほとんど検出されていない。

北側法面では明確な杭列は確認されず、横木の検出状況も南側法面とは異なり、堤防の主軸方向に対して40°前後北にずれた状況でみられるものが大半を占めており、材が検出されるのも特にW4.0～W14.0m及びW28.0～W42.0m間の2箇所に集中して認められる状況である。検出された横木の長さ等は南側法面のものと同様である。北側法面の検出状況については、横木等は南側法面に比べて、現位置をさらに大きく動いており、これらの材が流出した状況が認められる。

堤防に使用されたこれらの杭、横木の樹種については杭はすべてマツで、いずれも先端の加工や枝払い等丁寧に杭として加工されている。杭は欠損しているものが多いが、遺存している状況で長さは13～159cm、太さは3～16cmである。横木と考えられるものは334本が確認され、その内マツが258本で77.2%と大半を占め、いずれも枝が払われ、丁寧に加工されており、中には先端が杭状に加工されているものもある。他にはカシ、ヤナギ、ヒノキ、クヌギ、ムクノキ等がみられるがいずれも10本以下である。

杭、横木以外は小材や小枝を杭や横木の間に組み込んでいるが、中には南側法面では長さ0.9m、太さ42cmのハコヤナギの二股の幹が、北側法面では長さ1.0m、太さ42cmのムクノキ及び長さ1.02m、太さ45cmのエノキの大きな丸太も認められる。これら樹種はやはりマツが半数近くを占め、他にはエノキ、ヒノキ、ムクノキ、ヤナギ等がみられるが、8～16本と少ない。

これらの杭、横木等についてはほとんどのものが建築部材等の他の用材の転用は考えられず、この堤防の構築に際して用意されたものと考えられるが、堤防南側法面のW16.0～21.0mで確認された長さ4.5m前後で太さ20～30cmの大規模な材のようにその加工状況及び遺存状況等から橋脚の可能性が考えられるものもある。

(3) 小 結

検出した堤防は延長54m以上におよぶものであり、堤体上の木組等にみられるように検出範囲だけでも総数650本以上の杭、横木等の木材を新たに用意する等非常に大規模な土木工事として実施されたものである。

堤体の構築については、2河川の合流地点の砂層を主とする自然堆積を利用して両側の法面に杭、横木等を配して、その間に小材や小枝等を組み込むとともに、先端部近くでみられるよう、一部で上面を樹葉や小枝等が混入した粘土やシルト層で覆う状況が認められる。

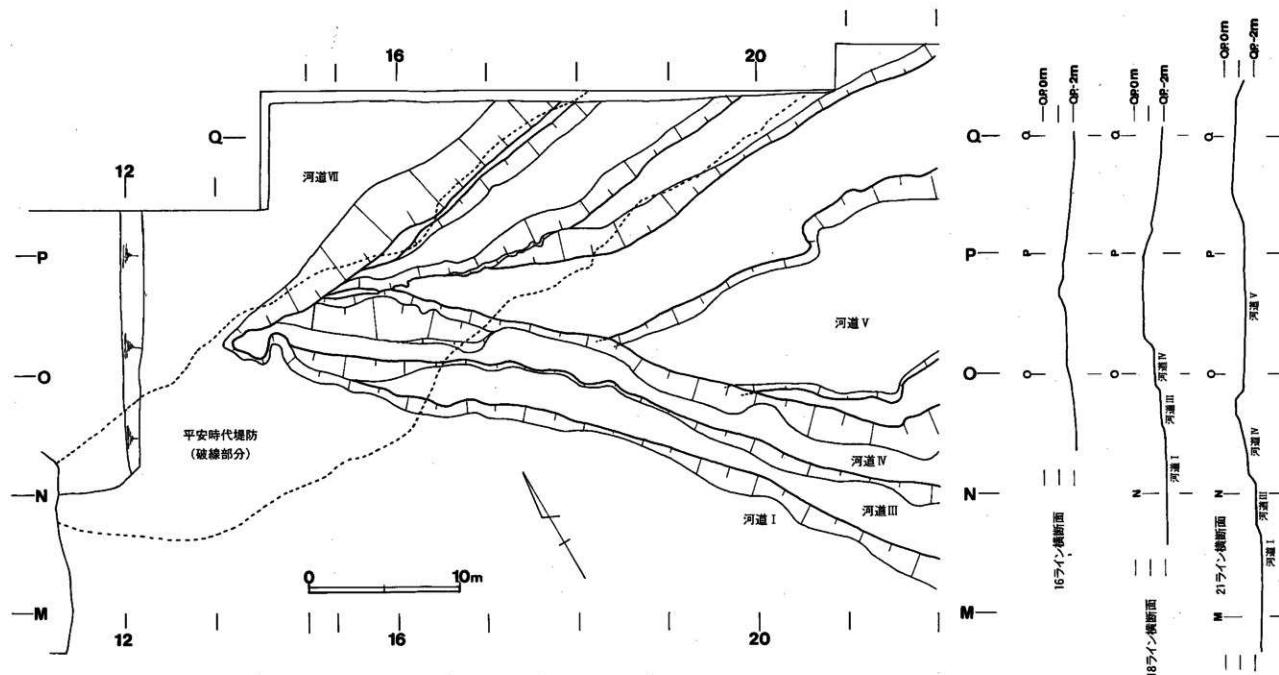
堤防の北側に河道VIIが、南側に河道I・III・IVが流下するが、堤防は北側の河道VIIの走行方向に主軸方位が一致しており、南側の河道I・III・IVに対しては、その南東から北西への走行方向に対して、斜めに川中に突出する形となる。また、W20.0m前後から先端部が川中に突出し、それ以東の堤防南側については、高水敷となる。

この堤防の機能については、河道I・III・IVに流れ込む河道VIIに対して、両河川の河床勾配や流量が大きく異なるために、そのまま合流すると合流点に土砂が堆積して偏流を生じて河道を非常に不安定にすることや、一方の河川の高い水位の影響により背水現象を生じ、その維持が困難になること等のために合流点を下流に移し、河川の水位を調整するとともに、土砂の堆積を防ぐ働きをもたせた瀬割堤としての機能をもたせたものと考えられる。

堤防の木組の遺存状況は法面では南側は比較的良好であるのに対して、北側は材は遺存しているものの、その位置については大きく移動しているものと考えられる。これは北側に河道VIIが堤防に沿って流下し、流水に曝されていたのに対して、南側は大部分が高水敷になることから、常には流水には曝されてはいなかったことが関係するものと考えられ、南側でも川中に突出している部分については、材がほとんど遺存していない。また、堤防の平面の形態についても敷の幅が馬踏に対して南北均等ではなく、北側が広いのも流水によって堤防下方が流出した結果である可能性が高く、先端部が河道Iに平行する一辺をなして三角形状を呈するのも河道Iの流水によって削られていった可能性が高いと考えられる。

堤防の構築時期については、構築時期を明確に示すような遺物の出土状況は認められないが、堤防下層に4世紀後半から7世紀中葉を主とする遺物層があり、それ以後に相当の河川堆積をみた後に構築されたものであり、堤防上面で認められる遺物では7世紀中葉以降では平安時代初めのものが比較的まとまってみられる古い段階のもので、木組中に平安時代初めの土器・器や甕の出土がみられる。また、堤防上層において室町時代と考えられる河道VIが確認されていることや他の河道I～IV及び河道VIIの遺物の出土状況等から、堤防は平安時代初めに構築され、鎌倉時代まで機能していたものと考えられる。

木組の構造については、堤防の瀬割堤としての機能や遺存している材の状況から、法面の両側はほぼ同様の構造の木組が存在していたものと考えられる。馬踏には3列に杭を打ち、その両端のものには横木を組合せて、法肩を意識していたものと考えられる。法面については、南側の上端近くで1列の杭列が確認されただけであるが、横木の遺存状況や主軸に直交するよう



第32図 堤防下部平面図

に遺存していた杭状の材の存在から法面には3～4列の杭列が配され、それぞれの杭に横木が組合わされていたことが考えられる。しかし、一方で、法面南側の遺存状況から打ち込まれていた杭が流水等によって倒れて露出したことはやや考えにくいくことから、この杭と考えた材が本来の位置を保つものである場合は、縦木として杭や横木と組合されていた可能性も考えられる。但し、調査では縦木、杭、横木を留めた明確な痕跡は確認できなかった。

木組の構造については、現段階では明確に復原することはできないが、杭、横木等を組合せ、その間を小枝、樹葉等を詰めて法面を保護したものと考えられる。一方、堤体が砂層を主とする自然堆積を利用したものであり、堤防北側や南側の先端部近くの調査状況から堤防はある程度流水に曝されていた部分が多いことが考えられ、法面を木組で保護しても、砂層を主とする堤体では流水によって流出していくことが考えられることから堤防として十分に機能したのか疑問もある。そのため、この木組は堤防の芯構造としてこの上方にさらに粘土等土砂を積み上げていた可能性も考える必要があろう。但し、調査では堤防木組を覆う堆積層も自然堆積の砂層を主とするものであり、木組上に堤防構築を行った土砂の盛土作業の状況は確認されていない。

最後に河川における堤防の位置付けを考えると、河道I～IVは三国川（神崎川）の流水方向と一致しており、古代の三国川の北岸近くの様相を示すものと考えられる。明治18年の仮設地図をみると三国川は北東から流下ってきて、五反島遺跡東方約1kmの地点で北西に流路を変え、さら五反島遺跡の約600m西方で、大きく南へ屈曲していく。河道Vはこの南への屈曲地点のやや東方に流れ込むものであり、土砂を堆積させて偏流を生じさせたり等で三国川の流路に大きな影響を与えたことが考えられる。

『続日本紀』延暦四年（785）正月十四日の条、記載の記事から淀川と三国川を疎通させ、淀川下流における分流としての三国川が形成されたことが説かれており、その機能の一つとして、長岡京あるいは平安京への西国からの物資輸送のための航路の整備が挙げられる。五反島遺跡付近での流路の安定化は河川航路の整備にあたっては必要不可欠のものであったと考えられ、平安時代初めに構築されたと考えられる五反島遺跡堤防はまさに三国川、淀川水運の整備の実態を示すものと考えられよう。

また、一方では河道Vは北方の千里丘陵からの流水を三国川に流下させるものであり、この河道を安定化させることは丘陵南方の沖積平野部の開発においても大きな意味を持ったものと考えられる。平安時代初めは北方の沖積平野上において東寺領垂水荘が成立する時期でもあり、堤防の構築は当地一帯に大規模な開発の手が加えられる時期とも重なるものである。

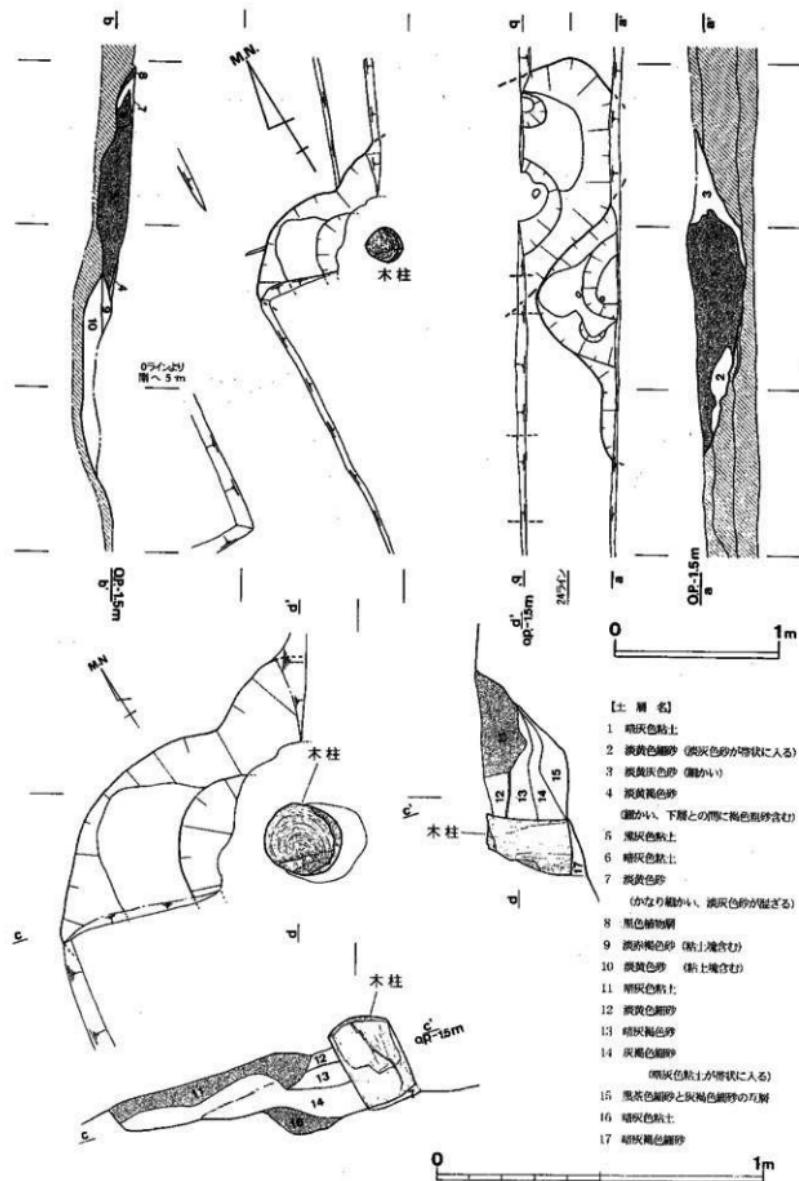
(d) 木柱跡

調査区のはば中央、10-D区（O・24ライン付近）で検出された遺構で、柱穴1基が確認された他、これと関連するとみられる土坑が2カ所で検出された。この柱穴のベースとなる面は暗灰色シルト層である。河道IV河床部分に位置し、標高はO.P.-1.38mである。柱穴は、深さは最大で約35cm、幅は柱根から北西方へ約70cm、北東方へ約44cm広がるが、検出時には南及び東方向はすでに削平されており、その形状・規模を確認することはできなかった。粘土・細砂などの互層を埋土とする柱穴内には、柱根とみられる丸木材が据え付けられていた。この丸木材は直径約19cm、高さ約28cmを測る円筒形で、木皮は全体にわたってはがされていた。木柱の底部は平坦をなしており、水流による横からの圧力よりも上方から加わる力に対応したものであることを伺わせる。また、柱根の上端面に腐食等の痕跡は認められず、手斧かと考えられる工具によって水平に切り取られていた。検出状況からでは、この状態で使用していたのか、さらに上方に延びていたものを廃棄後に切り取ったのか、定かではないが、暗灰色シルト層上に厚く堆積した淡色系の砂層群にまで柱根が及んでいなかったことから、この砂層堆積前には役割を終え、堆積開始後にはすでに砂層下に埋没して機能を喪失していた可能性が考えられる。

なお、柱穴の周囲を掘削した際には、弥生土器甕（V様式後半）、庄内式土器甕、布留式土器壺・甕・高杯等の遺物、マガキなどの貝殻、木片、柱穴内からは、布留式土器壺・甕等の遺物の出土をみた。これらの出土遺物には須恵器は認められず布留式後半期までの土器で構成されていた。

また、土坑については、上述の柱跡の東方24ライン上（O・Mライン間）でみつかったもので、南北方向に2基並んで検出された。ベースとなる暗灰色シルト層の掘削途上において発見されたために、周囲はすでに削平を受けており、平面形状を明らかにすることはできなかった。北側の土坑については、深さ約26cm、南北長約98cm、東西長122cm以上を測ると考えられる。上述の柱穴と併せて1つの土坑であるのか、対を成すもう一方の柱穴であるのか、どちらかの可能性が考えられる。黒灰色粘土層等を堆積土とし、布留式土器甕等の遺物が含まれていた。また、南側の土坑については、深さ約28cm、南北長101cm以上、東西長122cm以上を測るもので、暗灰色粘土層・淡黄灰色砂層等を堆積土とし、布留式土器高杯等の遺物が含まれていた。

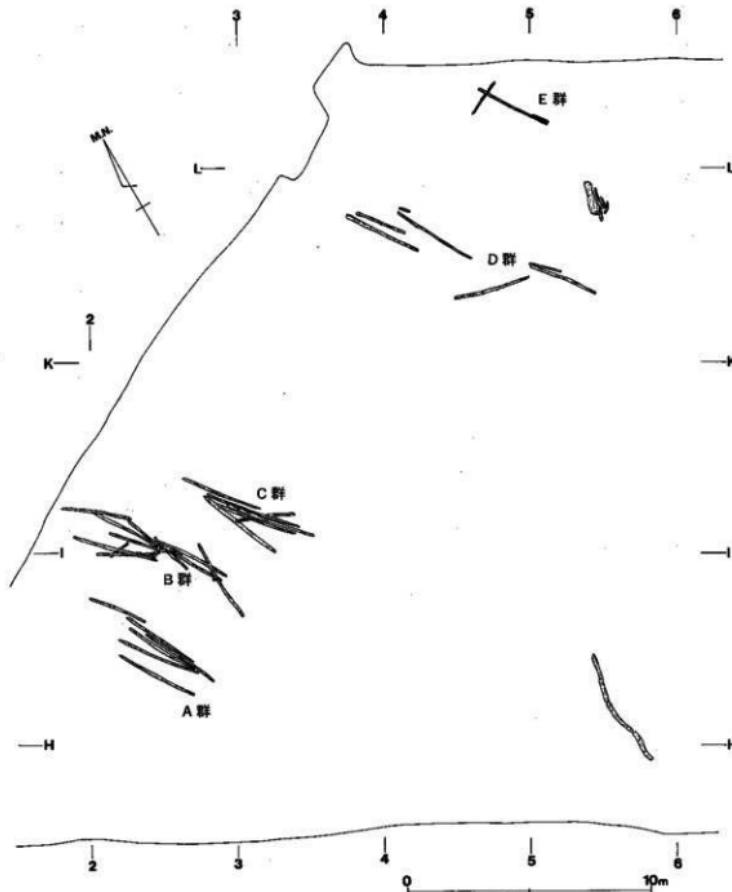
木柱跡および南北に並ぶ2基の土坑がどのような関係にあったかについて、今回明らかにするには至らなかった。またいずれの遺構からも古墳時代前期までの土器の出土があり、河道IV内に位置するため、河道IVの時期とするのか、古墳時代前期にまで遡るのか判断し難いが、各遺構出土遺物の時期に大きな差異が認められないことから、少なくとも同時期もしくは短期間に相次いで設けられたものと考えられる。



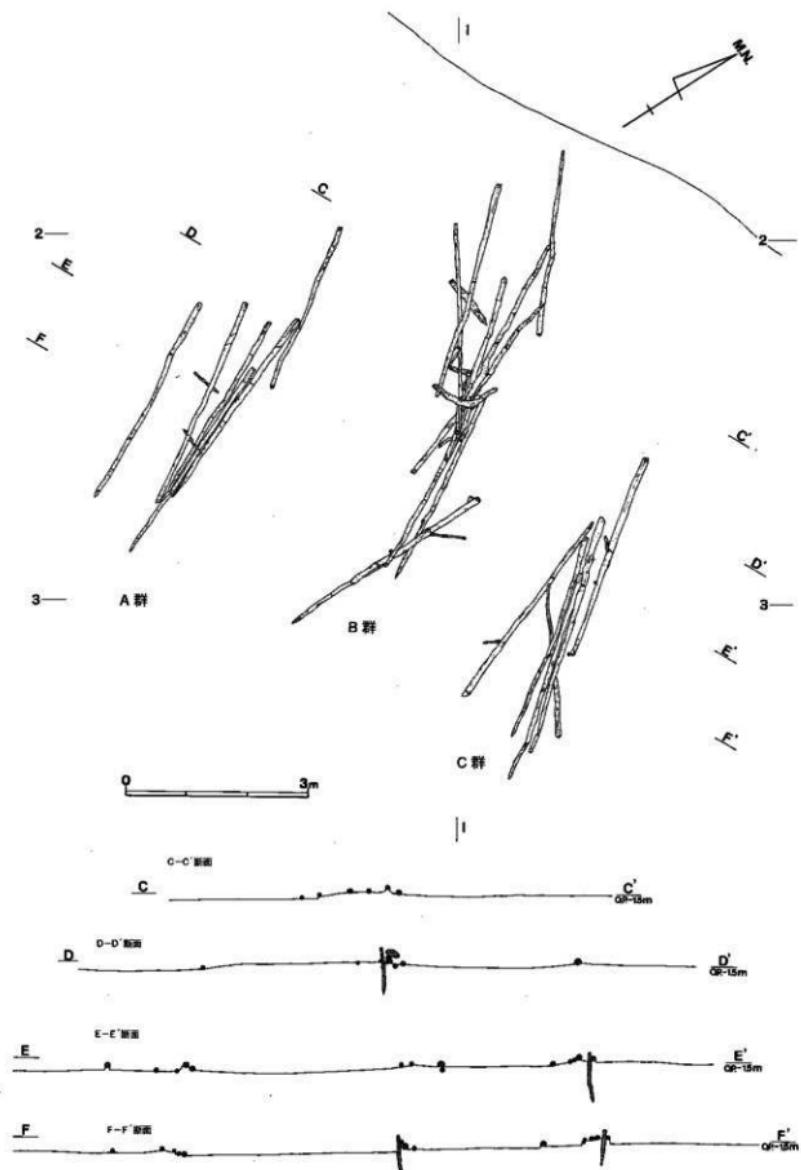
第33図 木組検出状況図

(e) 西地区木組

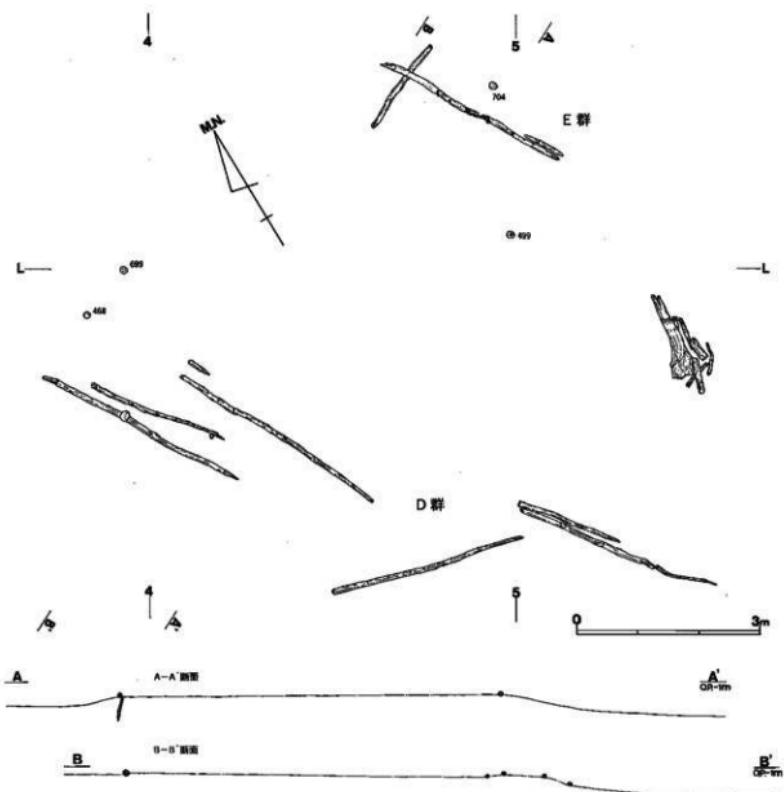
西地区は、調査区全域のうち南西側に位置する調査区である。北東側の調査区域とは連続しているため、明確に区分されるものではないが、ここでは最も狭隘な箇所に位置する25区を境として西側に位置するものを指して、西地区とするものである。この調査区は他の区域で検出された河道群および堤防跡のような大きな起伏はみられず、比較的平坦な堆積状況を示していた。そのため、最深部で検出された暗灰色シルト層より上方では、灰色系の砂層がほぼ水平方向に厚く堆積していた。



第34図 西地区木組検出状況図



第35図 西地区木組検出状況詳細図(1)



第36図 西地区木組検出状況詳細図(2)

この西地区では、数カ所において木組みが検出された。検出地点は、6ライン以西であり、32-C・D区、34-D・E区、35-A・B区、36-D・E区と数区にまたがっていた。これらの木組みは、灰色砂層をベースとし、標高O.P.-1.6~-1.1mの比較的平坦な地点に数カ所に分かれて展開する。調査区内においては、5カ所において濃密に分布し（A群～E群）、東側の調査区で検出された堤防とはほぼ直交する方向性を示していた。

これらの木組みは、複数の横木と、これを固定していたとみられる丸木杭によって構成される。調査時、この横木と杭とは連結された状態ではなかったが、横木の数カ所には桜材と考えられる木皮を巡らせており、この木皮によって連結されていたと推測される。1群当たりの横木は、南側からA群では6本、B群では10本、C群では6本、D群では6本、E群では2本と

なる。このうち、B群では2本、C群では2本、D群では1本の丸木杭が検出されている。

横木については、木組みが機能していた時期において流失したものがあるかも知れず、水流等による損失を考えると、さらに多くの横木が固定されていた可能性もあるが、上記のことから少なくとも横木6~10本を一単位として、その両端を2本の丸木杭で固定していたのではないかと推測される。

なお、横木はいずれも枝払いはされていたが、全て自然木で木皮が付着しており、その半数以上が片方の端（主に南端）を尖らさせていた。法量は、長さ約40~404cm、直径約4~13cmを測り、方位N2°~75°30'Wを示したが、71.9%が長さ約300~376cm、75.0%が方位N21°30'~42°Wで占められていた。

今回、B・C・E群では丸木杭が検出されたが、それらの杭は、長さ40~81cm、直径4~6cmを測る自然木で、深さ38~67cmまで打ち込まれていた。横木同様、木皮が付着した状態のものに枝払いを施した簡易なものであるが、打ち込まれた状態を良く残していた。多くの横木は、この杭から遊離してはいたが、このうちの数本については、杭に接触した状態で検出されている。それらの横木は杭の東側、つまり堤防・河道群側に設けられていた。これは、横木が水流に対して杭に支えられる方向に設置していたためであり、このような構造を設けることにより、水流をある程度制御しようとした意図が働いていたものと考えられる。

さて、木組みの本来の方向・位置は、散乱状態で出土した横木の現状では推し量ることは出来ない。しかしながら、丸木杭については、B・C群ではそれぞれ2基検出されており、それぞれN33°30'W（杭1・2間）、N38°30'W（杭3・4間）の方位であった。東側の調査区で検出された堤防がN86°Eの方位を示しており、瀬割堤を経て合流した2つの河道、河道Iと河道VIIのうち、おそらくはほぼ直交する方向にある河道VIIの水流を緩め、かつ河道I下流方向に誘導する水流調整機能を担っていたものと考えられる。

報告書抄録

ふりがな	すいたしごたんじまいせきはくつちょうさほうこくしょ いこうへん
書名	吹田市五反島遺跡発掘調査報告書 遺構編
副書名	南吹田下水処理場増設に伴う発掘調査報告書
卷次	
シリーズ名	
シリーズ番号	
編集者名	藤原学 増田真木 西本安秀 田中充徳
編集機関	吹田市教育委員会
所在地	〒564-0041 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 TEL(06)6384-1231
発行年月日	西暦 2002年3月29日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° °'	東経 ° °'	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
五反島遺跡	吹田市南吹田 5-4356ほか	27205	90	34° 44'53"	135° 30'4"	19860701～ 19870320	7800 m ²	下水処理場増設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
五反島遺跡	集落遺跡 祭祀遺跡	弥生時代 古墳時代 奈良時代 平安時代 鎌倉時代 室町時代	河道(7条) 遺構面 堤防 木柱跡 木組遺構	弥生土器、土師器 須恵器、韓式系土器 製塙土器、瓦、黒色土器 縄釉陶器、輸入磁器 瓦器、土製甕、土鍤 墨書き土器、人面墨書き土器 蛸壺、木器(漆器、箸 曲物、木皿、下駄、鶴形、 陽物、脚付き台、擂粉木、 櫛、笊塔婆、こけら絆 杭)、唐式鏡、鉄器(劍、 鎌、鎌、刀子、斧、鋤 るつぼ、壺鑓、鉗具) 宋錢、勾玉、石斧、獸骨、 人骨、貝殻	平安時代前期の大 規模堤防の検出。 平安時代前期の川 辺の祭祀関連遺物 の多量検出。

吹田市五反島遺跡発掘調査報告書
—南吹田下水処理場増設に伴う発掘調査報告書—

遺構編

平成14年3月29日

編集 吹田市立博物館

吹田市岸部北4丁目10番1号

発行 吹田市教育委員会

吹田市泉町1丁目3番40号